

# 山口県 動物愛護管理推進計画

第二次改定版



令和3年（2021年）3月

山 口 県



## はじめに

近年、少子・高齢化の進行や生活様式の多様化などにより、幅広い世代にわたる約3割の国民がペットを飼育しており、ペットは伴侶動物（コンパニオンアニマル）として、人々の生活に欠かせない存在となっています。



一方で、飼養放棄や遺棄、虐待、多頭飼育崩壊、さらには、飼主のいない動物への無責任な餌やりなどの様々な問題も生じており、人と動物とが共生する豊かな社会を形成するためには、適正な飼養管理が求められています。

このため、県では、平成26年3月に「山口県動物愛護管理推進計画(改定版)」を策定し、人と動物とが共生する社会の実現に向け、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的・計画的に推進してきたところです。

こうした中、社会情勢の変化や国の制度改正等に的確に対応するため、また、動物の愛護と管理に関する県民意識やこれまでの取組状況等を踏まえ、このたび、令和12年度までの10年間を計画期間とする「山口県動物愛護管理推進計画(第二次改定版)」を策定しました。

この計画では、犬猫の引取り数・殺処分数の更なる削減や動物の適正飼養についての周知徹底を進めるとともに、地域猫活動の推進や災害時における被災動物の救護等に関する体制整備と普及啓発などの施策を講じることとしており、こうした取組を進めるに当たっては、幅広い関係主体の参画を通じた相互理解の醸成も図っていくこととしています。

私は、今後とも、県民の皆様、動物愛護団体、市町等と連携して、人と動物の調和のとれた快適な暮らしづくりを推進し、「活力みなぎる山口県」の実現に向け、積極的に取り組んでまいりますので、県民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和3年(2021年)3月

山口県知事  
村岡 嗣政



## 目 次

<b>I 基本的事項</b>	<b>1</b>
1 計画改定の趣旨	1
2 計画の基本的事項	1
(1) 目的	
(2) 計画の位置づけ	
(3) 計画期間	
<b>II 計画改定の背景</b>	<b>2</b>
1 動物愛護管理法の改正	2
2 基本指針の改正	3
3 動物愛護管理に関する本県の現状	4
4 県民が行政に望む取組	17
<b>III 改定の視点</b>	<b>18</b>
1 取組項目の整理	18
2 施策の展開	18
<b>IV 具体的施策の展開</b>	<b>20</b>
1 動物の適正飼養	20
(1) 犬猫の引取り数及び殺処分数の削減	
(2) 適正飼養についての周知徹底	
(3) 所有者明示措置の推進	
2 周辺生活環境の保全	21
(1) 周辺生活環境の保全の推進	
(2) 地域猫活動の推進等	
(3) 多頭飼育問題等への解決に向けた福祉部局等との連携	
3 県民と動物の安全確保	23
(1) 動物による危害の防止	
(2) 動物由来感染症対策の推進	
(3) 災害時における対策	
4 動物の適正な取扱い	24
(1) 動物取扱業の適正化	
(2) 産業動物・実験動物の適正な取扱いの指導	
5 動物愛護管理の普及啓発と多様な主体との相互理解の醸成	25
(1) 学校や福祉施設等と連携した取組の推進	
(2) 地域における活動の推進	
(3) 幅広い関係主体の参画を通じた相互理解の醸成	
<b>V 計画の進行管理・見直し</b>	<b>26</b>
1 計画の進行管理	26
2 計画の見直し	26
<b>参 考 資 料</b>	<b>27</b>
○ 目標となる指標一覧	28
○ 改定の経緯	29
○ 素案に対するパブリック・コメント実施結果の概要	30
○ 県民実態調査結果〈抜粋〉	31
○ 動物の愛護及び管理に関する法律〈抜粋〉	34
○ 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針	47
○ その他関係法令等	54
○ 動物愛護管理推進計画検討委員会委員名簿	55



# I 基本的事項

## 1 計画改定の趣旨

人と動物を取り巻く環境の変化や国の制度改正等に的確に対応するとともに、動物愛護管理に対する県民意識調査やこれまでの取組状況・課題を踏まえ、山口県動物愛護管理推進計画（以下「計画」という。）の必要な見直し（第二次改定）を行うこととしました。

## 2 計画の基本的事項

### （1）目的

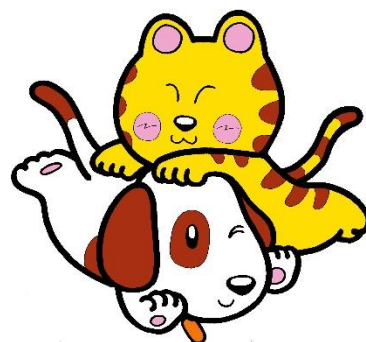
本計画は、県民、事業者、関係団体、行政の協働の下、人と動物との調和のとれた快適な暮らしづくりを推進していくための具体的な計画として策定します。

### （2）計画の位置づけ

本計画は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）第6条に基づき、基本指針に即して定めます。

### （3）計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間とします。



## Ⅱ 計画改定の背景

### 1 動物愛護管理法の改正

動物取扱業の更なる適正化や動物の不適正な取扱いへの対応の強化により、動物の愛護及び管理に関する取組のより一層の推進を図るため、令和元年6月に動物愛護管理法が改正されました。

#### 主な改正内容

- 動物の所有者等が遵守すべき責務規定の明確化
- 第一種動物取扱業による適正飼養の促進等
  - ・登録拒否事由の追加
  - ・飼養施設の構造・規模、環境の管理、繁殖の方法等遵守基準を具体的に明示
  - ・犬猫の販売場所を事業所に限定
  - ・出生後56日（8週）を経過しない犬又は猫の販売等を制限
- 動物の適正飼養のための規制の強化
  - ・適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化
  - ・特定動物（危険動物）に関する規制の強化
    - 愛玩目的での飼養等を禁止・特定動物の交雑種を規制対象に追加
  - ・動物虐待に対する罰則の引き上げ
- 都道府県等の措置等の拡充
  - ・所有者不明犬猫の引取りを拒否できる場合を規定
- マイクロチップの装着等
  - ・犬猫の繁殖業者等にマイクロチップの装着・登録を義務付け（義務対象者以外には努力義務）
  - ・登録を受けた犬猫を所有した者に変更届出を義務付け
- その他
  - ・獣医師による虐待の通報の義務化



## 2 基本指針の改正

令和2年4月に動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）が改正されました。

国及び地方公共団体が講ずべき施策に追加された主な内容は次のとおりです。

### 多様な主体との相互理解の醸成

- 動物の愛護及び管理に関する考え方（社会規範）や動物の取扱いに関する行為規範について、幅広い関係主体の参画により、中長期的に検討すること。

### 返還・譲渡の促進

- 犬及び猫の殺処分を戦略的に減らしていくことが必要であり、譲渡が適切でない動物以外の個体の返還や適正な譲渡促進を積極的に進め、令和12年度の殺処分数を平成30年度比50%減となる概ね2万頭を目指すこと。
- 野犬が多い地域等では、中長期的な視点に立って、地域の実情に応じた殺処分と譲渡の考え方を整理し、必要な普及啓発等の取組を推進すること。
- 譲渡の促進に当たっては、団体への譲渡が効果的であることを踏まえ、適正な譲渡の推進に向けた現状や課題を整理し、対応について検討すること。

### 周辺の生活環境の保全

- 地域猫活動の在り方に関し検討を加え、適切な情報発信を行うこと。
- 無責任な餌やり行為が望ましくないことの普及啓発の強化や、地域猫活動への理解促進等を通じ、所有者等のいない子犬及び子猫の発生防止の取組を推進すること。
- 不適切な飼養に対応するため、福祉部局等との連携を強化すること。

### 災害対策

- ペットの一時預かりやペット連れ避難等での対応が適切に行われるよう、必要な体制整備を推進すること。
- ペット連れ防災訓練の実施等により、地域の特性に応じた平常時の準備、飼主や動物取扱業者等への避難対策の周知等、必要な体制の整備を推進すること。

### 3 動物愛護管理に関する本県の現状

計画は、平成26年3月に第一次改定し、本県の動物愛護管理に関する現状分析を踏まえ、10の目標値を掲げて、4つの具体的施策を展開してきました。

これまでの取組状況は次のとおりです。

#### 1 動物の適正飼養

##### 犬猫の引取り数及び殺処分数の削減

###### 【取組状況】

(1) 終生飼養の責務等に関する普及啓発

- 県民、自治会関係者、獣医師、市町職員等を対象とした学習会（お届け講座）を実施
- 動物の飼い方マナーアップ強化期間（毎年9～10月）や動物愛護週間における、健康福祉センター（保健所）、県動物愛護センター及び下関市動物愛護管理センターによる普及啓発の実施

(2) 地域猫活動の普及啓発

- 県民、自治会関係者等を対象とした地域猫に関するお届け講座を実施

(3) 無責任な餌やりを行う者に対する、関係機関が連携した指導・啓発

- 条例によるむやみな餌やりの禁止（岩国市、周南市）

(4) 犬猫の引取りを依頼する飼主への終生飼養の指導強化等による殺処分数削減に向けた取組

①引取り拒否による終生飼養の徹底

飼主からの犬猫の引取りに際し、動物愛護管理法の引取り拒否要件を厳格に運用

②健康福祉センターや下関市動物愛護管理センターが設置する掲示板や県動物愛護センターホームページを活用した、飼犬・飼猫の里親探しの支援

<県ホームページの利用状況>

区分	H27		H28		H29		H30		R1	
	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫
情報掲載動物数	11	56	5	52	7	70	4	98	2	65
仲介希望件数	28	53	6	35	5	38	12	71	1	35

③健康福祉センター収容犬猫の動物愛護団体等への譲渡の促進（H28.1～）

- ・健康福祉センターで引取り等を行った犬猫の収容期間を延長（原則1週間）し、県動物愛護センターホームページで収容動物情報を公開することにより、動物愛護団体や個人への譲渡を促進
- ・県動物愛護センターにおける譲渡会の実施

<譲渡数の推移>

年度	犬					猫				
	動愛	保健所		下関市	計	動愛	保健所		下関市	計
		団体	個人				団体	個人		
H27	65	104	120	50	339	30	11	44	41	126
H28	40	572	553	46	1,211	56	478	537	36	1,107
H29	30	774	532	38	1,374	44	788	657	43	1,532
H30	42	672	580	48	1,342	39	844	523	49	1,455
R1	30	860	518	61	1,469	39	847	404	71	1,361

※表のタイトルに県・市の明記がない場合は、県・市の合計を表示（以降の表で同じ）

【数値目標の達成状況】

指標	基準値 (H24)	目標値 (R5)	実績					達成 状況
			H27	H28	H29	H30	R1	
犬の引取り数 (頭)	375	200以下 (50%削減)	164 (56.3%減)	99 (73.6%減)	85 (77.3%減)	52 (86.1%減)	53 (85.9%減)	◎
猫の引取り数 (匹)	4,114	1,200以下 (70%削減)	3,129 (23.9%減)	2,780 (32.4%減)	2,840 (31%減)	2,596 (36.9%減)	2,386 (42%減)	△
犬の殺処分数 (頭)	1,355	700以下 (50%削減)	1,013 (25.2%減)	219 (83.8%減)	222 (83.6%減)	173 (87.2%減)	78 (94.2%減)	◎
猫の殺処分数 (匹)	4,030	1,200以下 (70%削減)	2,997 (25.6%減)	1,649 (59.1%減)	1,295 (67.9%減)	1,125 (72.1%減)	1,024 (74.6%減)	◎

※◎：目標を達成    ○：目標を概ね達成    △：更なる取組が必要（以降の表で同じ）

【課題】

- 終生飼養や繁殖制限措置の重要性等に関する普及啓発の一層の推進が必要
- 所有者不明猫の引取り数削減に向けた更なる取組の強化が必要

【取組状況】

(1) しつけ方教室等を通じた飼主等への適正飼養の周知徹底

○犬猫の飼い方についての相談対応やしつけ方教室、譲渡前講習会の開催を通じ、飼主への適正飼養に関する周知徹底

< 飼い方相談 >

※県動物愛護センターの実績

	H27	H28	H29	H30	R1
受付件数	514	1,209	1,429	1,826	1,954

< しつけ方教室 >

	H27	H28	H29	H30	R1
開催回数	34	30	29	29	25
参加人数	646	523	324	324	215

< 譲渡前講習会 >

	H27	H28	H29	H30	R1
開催回数	90	105	104	147	125
参加人数	746	789	640	658	504

(2) 「動物の飼い方マナーアップ強化期間」事業での啓発行事の重点的实施

○県及び市町等の連携による動物の適正飼養等に関する啓発事業を実施  
(動物ふれあい会、飼い方教室、動物愛護フェスタ、ホームページによる周知等)

< R1 年度実績 >

啓発方法		県計	市町計	総計
新聞掲載 (回)		1	1	2
テレビ放送 (回)		1	3	4
ラジオ放送 (回)		1	7	8
広報誌掲載 (回)		3	18	21
チラシ配布 (回)		24	3	27
枚数 (枚)		1,438	258,026	259,464
行事開催	回数	5	5	10
	参加人数	324	123	447

(3) 各種広報媒体を活用した積極的な情報発信

- ホームページによる適正飼養や啓発行事等に関する情報の発信
- ポスター掲示やチラシ配布などによる啓発

## ◆ 山口県動物愛護センター

県は、県民の動物を愛護する意識を高めるとともに、動物の適正な飼養についての理解を深めるため、平成10年4月に「山口県動物愛護センター」を開設しました。

### 主な業務

- ・適正飼養の普及啓発
- ・犬猫の譲渡
- ・犬のしつけ方教室や動物ふれあい会の開催
- ・ペットに関する相談対応
- ・所有者不明の負傷犬猫の応急処置
- ・犬猫の殺処分



### 所在地等

- ・住 所 〒754-0891 山口市陶943番地12 (JR新山口駅から約5km)
- ・連絡先 TEL: 083-973-8315 FAX: 083-973-8341
- ・開館時間 AM9:00~PM5:00
- ・休館日 土日祝日及び年末年始 (※犬猫の譲渡会開催日を除く。)

## ◆ 下関市動物愛護管理センター (動物ふれ愛ランド下関)

下関市は、県から移譲された事務を含む総合的な動物愛護管理行政を推進するための拠点として、平成21年4月に「下関市動物愛護管理センター」を開設しました。

### 主な業務

- ・適正飼養の普及啓発
- ・犬猫の譲渡
- ・犬のしつけ方教室やいのちの教室の開催
- ・ペットに関する相談対応
- ・所有者不明の負傷犬猫の応急処置
- ・犬の登録等の事務
- ・動物取扱業、特定動物の飼養等に関する事務
- ・犬猫の引取り
- ・捕獲犬等の抑留
- ・犬猫の殺処分
- ・ペット火葬の受付



### 所在地等

- ・住 所 〒751-0881 下関市大字井田 (JR新下関駅から約8km)
- ・連絡先 TEL: 083-263-1125 FAX: 083-256-6950
- ・開館時間 AM9:00~PM5:00
- ・休館日 年末年始

(4) 動物愛護推進員と協働した取組

- 動物愛護週間行事での迷子札づくり等、動物愛護推進員と協働して行う適正飼養の普及啓発

(5) 多頭飼育や周辺の生活環境を損なう事態を生じさせている者に対する県と市町等との連携した指導の強化

- 多頭飼育等の対応において、市町と連携した飼主への適正飼養の指導（狂犬病予防法に基づく登録・予防接種の指導を含む）

【数値目標の達成状況】

指 標	基準値 (H24)	目標値 (R5)	実 績					達成 状況
			H27	H28	H29	H30	R1	
動物飼育により迷惑を感じている人の割合※ (%)	60.7	50 以下	—	—	—	55.7	—	○

※県民意識調査結果

【課題】

- 飼主等に対する適正飼養の周知徹底を図るための普及啓発や指導等の一層の推進が必要

所有者明示措置の推進

【取組状況】

(1) 獣医師会等と連携した所有者明示措置の指導強化

- 健康福祉センターと県動物愛護センターで譲渡する犬猫へのマイクロチップ装着により、率先してマイクロチップの普及を促進

<実 績>

区分	H30	R1
犬	240	202
猫	47	90
合計	287	292

- 動物愛護団体と連携したイベントにおいて、マイクロチップの普及啓発を実施



(2) 狂犬病予防法に基づく犬の登録鑑札等の装着の徹底

- 関係団体と連携して、ポスターやチラシの配布により、犬の登録と狂犬病予防注射の実施について周知徹底

【数値目標の達成状況】

指 標	基準値 (H24)	目標値 (R5)	実 績					達成 状況
			H27	H28	H29	H30	R1	
犬猫の所有者明示 の実施率* (%)	35.6	50 以上	—	—	—	21.7	—	△

※県民意識調査結果

【課題】

- 所有者明示の必要性等に関する普及啓発の一層の推進が必要

## 2 県民と動物の安全確保

### 動物による危害の防止

【取組状況】

(1) 飼犬の係留の徹底等、市町等と連携した危害の未然防止

○適正飼養の推進

- ・野犬等に関する苦情や相談等に適切に対応
- ・野犬の増加防止のため、県動物愛護センター、健康福祉センター、市町が連携して適正飼養に関する啓発・指導を実施

< 苦情件数（犬に関するもの） >

	H27	H28	H29	H30	R1
件 数	1,289	1,024	1,281	1,380	1,258

[苦情内容] ①野犬に関すること、②放し飼い、③鳴き声

○捕獲の実施

- ・健康福祉センター及び下関市動物愛護管理センターにおいて、捕獲檻や網を用いて野犬の捕獲を実施

<野犬の捕獲等頭数>

	H27	H28	H29	H30	R1
捕獲頭数	1,354	1,466	1,680	1,577	1,609
返還頭数	153	120	155	128	130

○市町での取組

- ・野犬化防止に向け、飼犬の不妊去勢費用を助成（周南市、防府市、美祢市、下関市）
- ・譲渡会の実施及び条例によるむやみな餌やりの禁止（岩国市、周南市）の取組を実施

○周南地区（苦情多発地域）における対策強化

- ・野犬の苦情が多い周南地区において、これまでの対策に加え、関係機関との連携を図り、捕獲対策を強化

(2) 咬傷事故を起こした犬の飼主に対する適正飼養等の指導徹底

- 咬傷事故を起こした犬の飼主への聞き取り調査や飼犬の係留に係る指導を実施

<犬による咬傷事故への対応件数（飼主に対する指導等）>

	H27	H28	H29	H30	R1
咬傷事故件数	56	69	65	63	64
野犬によるもの	1	7	3	5	9
飼犬によるもの	55	62	62	58	55
未係留中の事故	7	22	19	15	10

(3) 特定動物の飼養施設への立入検査を通じた法令遵守の徹底

- 特定動物の飼養者に対し、定期的な監視を実施し、適正な飼養管理及び災害時等における逸走防止対策の徹底等を指導

<特定動物の飼養施設への立入調査・指導件数>

	H27	H28	H29	H30	R1
立入調査・指導件数	434	138	179	138	152



## 【数値目標の達成状況】

指 標	基準値 (H24)	目標値 (R5)	実 績					達成 状況
			H27	H28	H29	H30	R1	
犬による咬傷事 故件数 (件)	44	減らす	56	69	65	63	64	△
特定動物飼養施 設に対する立入 検査実施率 (年間、%)	85.1	100	818.9	270.6	365.3	276	310.2	◎

### 【課題】

- 飼犬の係留の徹底等、飼主に対する適正飼養に関する指導の実施や動物による危害の防止に向けた普及啓発の一層の推進が必要
- 犬による咬傷事故の削減に向けた飼主への啓発等取組の強化が必要

## 動物由来感染症対策の推進

### 【取組状況】

(1) 動物由来感染症の予防対策の啓発とペットの保有状況等の情報提供

○動物ふれあい会や研修会等において、予防対策を啓発

<動物ふれあい会の開催状況>

※県動物愛護センターで開催

対 象	H27		H28		H29		H30		R1	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
幼稚園・保育園	3	101	2	96	2	72	2	70	3	195
小学校	3	38	4	124	0	0	3	136	1	38
その他	14	368	27	643	20	483	7	302	6	126
合計	20	507	33	863	22	555	12	508	10	359

<いのちの教室の開催状況>

※下関市動物愛護管理センターで開催

対 象	H27		H28		H29		H30		R1	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
小学校	9	1,241	7	1,596	8	2,120	5	919	5	1,091
中学校・高等学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大学・専門学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合支援学校	0	0	0	0	0	0	1	84	0	0
幼稚園	0	0	1	15	0	0	0	0	0	0
その他	1	14	0	0	1	16	1	40	0	0
合計	10	1,255	8	1,611	9	2,136	7	1,043	5	1,091

- 県内のペットショップ等における病原体保有実態調査の実施
  - ・鳥類、犬、猫について、オウム病等の病原体保有状況を調査
  - ・調査結果を取りまとめた小冊子を医療機関、教育機関等に配布
- (2) 動物取扱責任者研修等において、動物由来感染症の予防対策を徹底
  - 動物取扱責任者研修会において、外部講師を招き、動物由来感染症に係る講習を実施
- (3) 畜産部局と関係団体等が連携し、農家における家畜衛生対策を徹底
  - 家畜伝染病(高病原性鳥インフルエンザ等)について、関係団体と連携し、農家等に対して注意喚起を行うとともに飼養衛生基準の遵守徹底を指導
  - 高病原性鳥インフルエンザについて、関係機関、農家等を参集して防疫演習を開催し、最新の知見を周知するとともに、初動体制を確認
- (4) 狂犬病発生時の危機管理体制の整備
  - 狂犬病発生時の庁内関係課、県獣医師会等関係機関との連携体制等を整備し、県「狂犬病(疑い)対応マニュアル」を策定
  - 山口大学及び県獣医師会との共催により、狂犬病診断研修を開催

**【課題】**

○動物の飼養者、動物取扱業者等への動物由来感染症に関する情報の伝達を継続して行うことが必要

## 災害時における対策

**【取組状況】**

- (1) 被災動物の救護体制等の整備
  - 救護体制整備に向け関係機関と調整中
- (2) 災害時の動物救護等の広域的な連携
  - 災害時に被災動物の適切な救護を行うため、広域的な連携を実施
- (3) 災害時における同行避難の準備等の啓発
  - 梅雨や台風シーズン等の災害が頻発する時期の前に、災害の発生に備えた避難所の十分な事前準備(注意喚起)と家庭動物のための避難スペースの確保等の避難所運営に係る対応依頼を県内市町に発出

(4) 災害時の特定動物の逸走防止対策の徹底

- 特定動物の飼養者に対し、定期的な監視を実施し、適正な飼養管理及び災害時等における逸走防止対策の徹底等を指導

< 特定動物の飼養施設への立入調査・指導件数 >

	H27	H28	H29	H30	R1
立入調査・指導件数	434	138	179	138	152

**【課題】**

- 災害時における被災動物の救護等に関する具体的な取組内容の検討及び体制の整備が必要

**3 動物の適正な取扱い**

**動物取扱業の適正化**

**【取組状況】**

(1) 動物取扱業者に対する立入検査を通じた法令遵守の徹底

- 動物取扱業登録施設への立入調査及び適正飼養指導を実施

< 第一種動物取扱業登録施設の監視指導状況 >

区分	登録件数				立入調査件数				
	H28	H29	H30	R1	H28	H29	H30	R1	
登録種別	販売	194	194	201	209	165	163	141	133
	保管	246	261	271	282	160	173	118	125
	貸出	2	3	3	5	6	7	2	6
	訓練	25	24	24	25	9	15	5	7
	展示	36	41	41	38	39	45	36	30
計	503	523	540	559	379	403	302	301	
立入調査実施率 (%)						75.3	77.1	55.9	53.8

(2) 責任者研修の開催等による動物取扱業者の資質の向上

- 動物取扱責任者研修会を開催し、法令遵守の徹底や資質向上を図る

## 【数値目標の達成状況】

指 標	基準値 (H24)	目標値 (R5)	実 績					達成 状況
			H27	H28	H29	H30	R1	
第一種動物取扱業者に対する立入検査実施率(年間、%)	53.6	100	74.6	75.3	77.1	55.9	53.8	△

### 【課題】

- 第一種動物取扱業者への立入検査や研修会の開催等による法令遵守の徹底が必要

## 産業動物・実験動物の適正な取扱いの指導

### 【取組状況】

- 関係団体等と連携した産業動物・実験動物に係る基準の周知徹底
  - 産業動物に係る基準の周知徹底
    - ・「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方」について関係機関に通知（家畜保健衛生所が畜産農家を指導）
  - 実験動物に係る基準の周知徹底
    - ・環境保健センターでは、「動物実験取扱規程」を作成（H28.10.5）し、実験動物の取扱いを実施

### 【課題】

- 引き続き、産業動物及び実験動物に係る基準の周知徹底が必要



## 4 動物愛護管理の普及啓発

### 学校や福祉施設等と連携した取組の推進

#### 【取組状況】

□学校や福祉施設等と連携した動物愛護・適正飼養の普及啓発

○県動物愛護センターや下関市動物愛護管理センターにおいて、動物ふれあい会や研修会等を開催

<動物ふれあい会の開催状況>

※県動物愛護センターで開催

対 象	H27		H28		H29		H30		R1	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
幼稚園・保育園	3	101	2	96	2	72	2	70	3	195
小学校	3	38	4	124	0	0	3	136	1	38
その他	14	368	27	643	20	483	7	302	6	126
合計	20	507	33	863	22	555	12	508	10	359

<いのちの教室の開催状況>

※下関市動物愛護管理センターで開催

対 象	H27		H28		H29		H30		R1	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
小学校	9	1,241	7	1,596	8	2,120	5	919	5	1,091
中学校・高等学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大学・専門学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合支援学校	0	0	0	0	0	0	1	84	0	0
幼稚園	0	0	1	15	0	0	0	0	0	0
その他	1	14	0	0	1	16	1	40	0	0
合計	10	1,255	8	1,611	9	2,136	7	1,043	5	1,091

<お仕事体験等の開催状況>

※県動物愛護センターで開催

対 象	H27		H28		H29		H30		R1	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
小学生	7	9	13	19	10	28	10	28	6	24
中学生	3	111	6	49	10	23	6	15	6	10
高校生	5	37	4	7	6	15	6	8	4	11
大学生	3	9	5	41	5	85	13	77	12	81
その他	2	46	2	27	0	0	1	1	0	0
合 計	20	212	30	143	31	151	36	129	28	126

<インターンシップ>

※下関市動物愛護管理センターで開催

対 象	H27		H28		H29		H30		R1	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
小学生	0	0	0	0	1	7	1	1	0	0
中学生	1	6	1	2	2	9	5	22	5	16
高校生	2	6	0	0	1	4	1	4	0	0
大学生	0	0	1	2	0	0	2	3	1	1
合 計	3	12	2	4	4	20	9	30	6	17

**【課題】**

○県動物愛護センターや下関市動物愛護管理センターと教育関係機関や福祉施設等との連携による「動物ふれあい会」や研修会の開催を通じた動物愛護教育の推進が必要

**地域における活動の推進**

**【取組状況】**

(1) 動物愛護推進員の養成と資質向上や活動の充実

○動物愛護推進員の委嘱

<動物愛護推進員の活動状況>

主な活動内容	活動実績（件数）				
	H27	H28	H29	H30	R1
動物愛護と適正飼養の啓発	173	211	230	256	180
繁殖制限措置に関する助言	270	332	389	383	294
譲渡のあっせん及び支援	25	64	62	71	42
行政が行う啓発事業等への協力	127	181	202	232	135

○動物愛護推進員の資質向上に向けた研修会を開催

(2) 関係機関や関係団体等と連携した動物愛護・適正飼養の普及啓発

○動物愛護団体と連携したイベントにおいて、マイクロチップの普及、遺棄防止、適正飼養等を啓発

### 【数値目標の達成状況】

指 標	基準値 (H24)	目標値 (R5)	実 績					達成 状況
			H27	H28	H29	H30	R1	
動物愛護推進員 委嘱数（累計、人）	78	130 以上	121	126	133	140	140	◎

#### 【課題】

- 動物愛護関係団体等と連携した取組の一層の推進が必要
- 動物愛護推進員の養成及び活動の促進に向けた取組を継続することが必要

## 4 県民が行政に望む取組（平成30年度県民意識調査結果）

- |                        |       |
|------------------------|-------|
| ①飼主の迷惑行為に対する規制・指導の強化   | 61.3% |
| ②動物愛護管理の重要性の広報         | 32.8% |
| ③動物取扱業者に対する規制・指導の強化    | 32.6% |
| ④動物愛護管理に関する相談対応窓口の充実   | 17.0% |
| ⑤動物愛護管理について教育の場で取り上げる  | 16.3% |
| ⑥動物との触れ合い施設を増加         | 12.6% |
| ⑦動物愛護管理の普及を進める団体等の活動支援 | 9.6%  |
| ⑧動物愛護管理に関する民間専門家の養成    | 8.1%  |
| ⑨動物愛護管理に関する行事の開催       | 6.8%  |

## Ⅲ 改定の視点

### 1 取組項目の整理

現行計画における4つの取組事項を5つに見直します。

現行計画	改定計画
1 動物の適正飼養	1 動物の適正飼養
2 県民と動物の安全確保	<b>新</b> 2 周辺生活環境の保全
3 動物の適正な取扱い	3 県民と動物の安全確保
4 動物愛護管理の普及啓発	4 動物の適正な取扱い
	<b>拡</b> 5 動物愛護管理の普及啓発と多様な主体との相互理解の醸成

### 2 施策の展開

動物愛護管理法及び基本指針の改正や本県の現状を踏まえ、新たな施策の実施やこれまでの施策を拡充・強化します。

#### 1 動物の適正飼養

- (1) 犬猫の引取り数及び殺処分数の削減
- (2) 適正飼養についての周知徹底
- (3) 所有者明示措置の推進

#### 2 周辺生活環境の保全

- (1) 周辺生活環境の保全の推進
- (2) 地域猫活動の推進等
- (3) 多頭飼育問題等への解決に向けた福祉部局等との連携



### 3 県民と動物の安全確保

---

- (1) 動物による危害の防止
- (2) 動物由来感染症対策の推進
- (3) 災害時における対策

### 4 動物の適正な取扱い

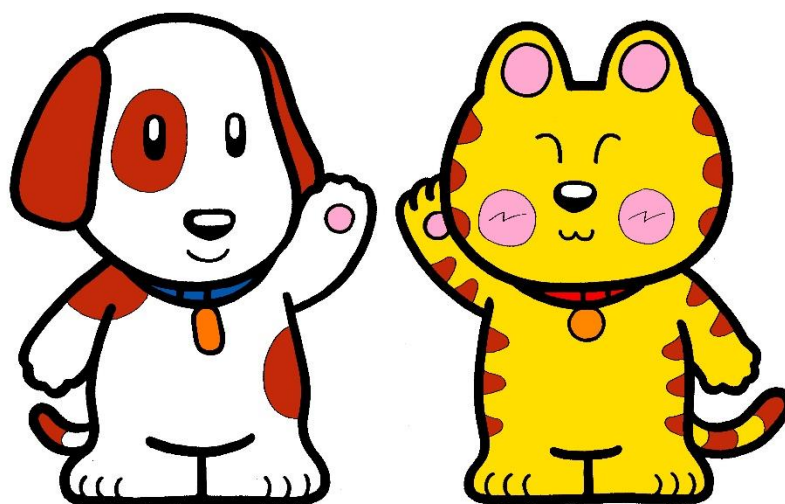
---

- (1) 動物取扱業の適正化
- (2) 産業動物・実験動物の適正な取扱いの指導

### 5 動物愛護管理の普及啓発と多様な主体との相互理解の醸成

---

- (1) 学校や福祉施設等と連携した取組の推進
- (2) 地域における活動の推進
- (3) 幅広い関係主体の参画を通じた相互理解の醸成



## IV 具体的施策の展開

### 1 動物の適正飼養

飼主等に対する終生飼養の責務や適切な繁殖制限措置の重要性、所有者明示の必要性など、動物の適正飼養について普及啓発を推進するとともに、新たな飼主探しの支援等により、犬猫の引取り数及び殺処分数の削減に向けた取組を推進します。

#### (1) 犬猫の引取り数及び殺処分数の削減

- 動物愛護センター、健康福祉センター、市町、獣医師会及び関係団体等が連携し、終生飼養の責務や適切な繁殖制限措置（不妊去勢措置や屋内飼養等）の重要性等に関する普及啓発を推進します。
- 健康福祉センター及び市町において、犬猫の引取りを依頼する飼主に対し、終生飼養や動物愛護センターのホームページ等を活用した、飼主自身による新たな飼主探しの実施を強く指導するとともに、動物愛護団体との連携や、団体譲渡の推進などを通じて、犬猫（特に所有者等のいない猫）の引取り数及び殺処分数の削減に向けた取組を推進します。

#### (2) 適正飼養についての周知徹底

- 飼主等に対するしつけ方教室や譲渡前講習会の開催などを通じ、動物愛護センター、健康福祉センター、市町、獣医師会及び動物取扱業者等が連携して、終生飼養等の適正飼養について周知徹底を図ります。
- 「動物の飼い方マナーアップ強化期間」（9月～10月）において、適正飼養に関する啓発行事を重点的に開催します。
- 各種広報媒体を活用した積極的な情報発信に努めます。

#### (3) 所有者明示措置の推進

- 市町、獣医師会、関係団体、動物取扱業者等と連携し、マイクロチップ等による所有者明示措置の指導を強化するとともに、所有者明示措置の重要性に関する県民への普及啓発を推進します。
- 狂犬病予防法に基づく犬の登録鑑札等の装着を徹底させる取組を推進します。

## 【取組目標】

指 標	基準値 (R1)	目標値 (R12)
犬の引取り数	53 頭	減らす
猫の引取り数	2,386 匹	700 匹以下
犬の殺処分数	78 頭	減らす
猫の殺処分数	1,024 匹	500 匹以下
犬猫の所有者明示の実施率* ※県民意識調査結果	21.7% (H30 調査)	50%以上

## 2 周辺生活環境の保全

所有者のいない犬や猫（管理者のいない猫を含む。）に無責任な餌やりをしている者に対し、関係機関と連携して指導・啓発を推進します。

また、所有者等のいない猫による周辺生活環境の支障を解決する方法として、地域猫活動が活発に行われるよう、地域猫活動の支援者の養成等を実施します。

### （1）周辺生活環境の保全の推進

- 所有者のいない犬や猫（管理者のいない猫を含む。）に無責任な餌やりをしている者に対し、関係機関と連携して指導を実施します。  
また、関係機関と連携し、無責任な餌やりによって周辺生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがあることについて、広く啓発します。
- 所有者等のいない猫によって周辺生活環境が損なわれる事態が生じないよう、市町等と連携して周辺生活環境の保全対策を推進します。

## (2) 地域猫活動の推進等

- 所有者等のいない猫による地域内での様々なトラブルを地域住民が主体となって解決する取組（地域猫活動）が活発に行われるよう、地域猫活動の支援者\*の養成や地域猫活動に関するお届り講座等を実施します。

※地域猫活動の支援者：県が行う養成講習を受講し、支援者として登録された者

- 市町が実施する、所有者等のいない猫を対象とした不妊去勢措置への助成制度を県ホームページで広く周知することにより、所有者等のいない猫への不妊去勢措置の実施を促進します。

## (3) 多頭飼育問題等への解決に向けた福祉部局等との連携

- 多頭飼育により、周辺生活環境が損なわれる事態を生じさせている者に対し、福祉部局等と連携し、指導・助言を行います。
- 動物の遺棄・虐待事案に対しては、関係法令に基づき、獣医師や警察と連携し、適切に対応します。

### 【取組目標】

指 標	基準値 (R1)	目標値 (R12)
動物飼育により迷惑を感じている人の割合* ※県民意識調査結果	55.7% (H30 調査)	50%以下
地域猫活動の支援者養成数（累計）	0 人	100 人

### 3 県民と動物の安全確保

動物による危害の防止に努めるとともに、動物由来感染症に関する積極的な情報の提供を通じ、県民及び飼養動物の感染症予防を図ります。

また、関係機関、関係団体と連携し、災害に備えた被災動物の救護体制を整備します。

#### (1) 動物による危害の防止

- 飼犬の係留を徹底し、市町等と連携して危害の未然防止を図ります。  
また、咬傷事故を起こした犬の飼主に対し、適正飼養や再発防止の徹底を指導します。
- 野犬による危害の未然防止のため、野犬の多い地域では、市町と連携し、野犬の捕獲を強化します。
- 特定動物の飼養施設へ定期的に立入検査を実施し、飼養者に対して、法令遵守の徹底を図ります。

#### (2) 動物由来感染症対策の推進

- 獣医師会や動物取扱業者と協力し、動物の病原体保有状況等に関する調査を実施します。  
また、環境保健センターや医師会等と連携し、動物の病原体保有状況等に関する情報を積極的に提供します。
- 動物ふれあい会や研修会において、動物由来感染症の予防対策を啓発します。
- 畜産部局と関係団体等が連携し、農家における家畜衛生対策の徹底を図ります。

#### (3) 災害時における対策

- 国のガイドライン等を参考に、市町や獣医師会等と連携した被災動物の救護等に係る体制等を整備します。  
また、飼主に対する、災害時における同行避難の準備や所有者明示措置の実施等の普及啓発を推進します。
- 特定動物の飼養者等に対し、災害時に特定動物が逸走しないよう、逸走防止対策の徹底を指導します。
- 災害時の動物救護等について、広域的な連携を図ります。

#### 【取組目標】

指 標	基準値 (R1)	目標値 (R12)
犬による咬傷事故件数	64 件	減らす

## 4 動物の適正な取扱い

動物取扱業者に対し、法令遵守の徹底を図るとともに、研修などを通じて資質の向上を図ります。

また、関係団体等と連携し、動物福祉に配慮した適切な動物の取扱いがされるよう周知徹底を図ります。

### (1) 動物取扱業の適正化

- 動物取扱業者に対し、定期的に立入検査を行い、新たな規制を含めた法令遵守の徹底と適正飼養に係る指導を強化します。
- 動物取扱責任者研修の開催などにより、動物取扱責任者の資質の向上を図ります。

### (2) 産業動物・実験動物の適正な取扱いの指導

- 飼養者等に対し、関係団体等と連携した産業動物及び実験動物に係る基準の周知徹底を図ります。
- 飼養者等に対して、関係団体等と連携し、動物福祉に配慮した適切な動物の取扱いがされるよう周知徹底を図ります。

#### 【取組目標】

指 標	基準値 (R1)	目標値 (R12)
第一種動物取扱業者に対する立入検査実施率	53.8%	100%

## 5 動物愛護管理の普及啓発と多様な主体との相互理解の醸成

学校や福祉施設、関係団体等との連携や動物愛護推進員の活動により、地域における動物愛護や適正飼養についての普及啓発を推進します。

また、幅広い関係主体が参画する協議会を設置し、動物の取扱いに関する行為規範等を検討していきます。

### (1) 学校や福祉施設等と連携した取組の推進

- 学校や福祉施設等と連携し、動物愛護センターの開催する動物ふれあい会等を通じ、学校等における動物愛護や適正飼養等の動物愛護教育を推進します。

### (2) 地域における活動の推進

- 地域における動物愛護管理に関する活動を中核的に担う動物愛護推進員の養成に取り組むとともに、研修等を通じた資質の向上や活動の充実を図ります。
- 動物愛護団体等と連携し、動物愛護や適正飼養についての普及啓発を推進します。

### (3) 幅広い関係主体の参画を通じた相互理解の醸成

- 動物愛護に関する考え方は、立場によって様々であり、取組を進めていくに当たっては、各関係者の認識を共有し、相互に理解することが重要であることから、学識経験者、関係行政機関、獣医師会、動物関係団体等、幅広い関係主体が参画する協議会を設置します。
- 幅広い関係主体が参画する協議会において、動物の取扱いに関する行為規範等の検討を進めます。

#### 【取組目標】

指 標	基準値 (R1)	目標値 (R12)
動物愛護団体と連携した適正飼養普及啓発の実施件数（年間）	2 件	10 件

## ◆ 動物愛護推進員

動物愛護管理法第38条に基づき、都道府県知事等が、地域における動物愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱しています。

### ◆ 動物愛護推進員が行う活動

- 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること
- 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること
- 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること
- 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること
- 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること

## V 計画の進行管理・見直し

### 1 計画の進行管理

学識経験者、関係行政機関、獣医師会、動物愛護団体等の幅広い関係主体が参画する協議会を設置し、本計画に基づく施策の進捗状況を定期的に評価するとともに、課題の整理を行い、計画的に施策を推進します。

また、計画の実効性を確保するため、県民の意識や実態を的確に把握し、取組内容等の点検を行った上で、施策を展開します。

### 2 計画の見直し

本計画は、社会情勢の変化に適時的確に対応するため、改定後概ね5年目に当たる令和7年度を目途に見直しを行います。



# 参 考 资 料

## 目標となる指標一覧

指 標	基準値 (R1)	目標値 (R12)
犬の引取り数	53 頭	減らす
猫の引取り数	2,386 匹	700 匹以下
犬の殺処分数	78 頭	減らす
猫の殺処分数	1,024 匹	500 匹以下
犬猫の所有者明示の実施率*	21.7% (H30 調査)	50%以上
動物飼育により迷惑を感じている人の割合*	55.7% (H30 調査)	50%以下
地域猫活動の支援者養成数（累計）	0 人	100 人
犬による咬傷事故件数	64 件	減らす
第一種動物取扱業者に対する立入検査実施率	53.8%	100%
動物愛護団体と連携した適正飼養普及啓発の実施件数（年間）	2 件	10 件

※県民意識調査結果

## 改定の経緯

年 月 日	実施内容等
令和2年 10月26日	令和2年度動物愛護管理推進計画検討委員会第1回会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山口県動物愛護管理推進計画の改定について</li> <li>・ 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針について</li> <li>・ 山口県動物愛護管理推進計画に基づく施策の取組状況と課題等について</li> <li>・ 山口県動物愛護管理推進計画（第二次改定版）の方向性について</li> </ul>
11月20日	令和2年度動物愛護管理推進計画検討委員会第2回会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山口県動物愛護管理推進計画（第二次改定版）素案について</li> </ul>
令和2年 12月14日～ 令和3年 1月13日	「山口県動物愛護管理推進計画（第二次改定版）（素案）」に対するパブリック・コメントの実施
令和3年 2月16日	令和2年度動物愛護管理推進計画検討委員会第3回会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山口県動物愛護管理推進計画（第二次改定版）最終案について</li> </ul>

## 素案に対するパブリック・コメント実施結果の概要

### 1 パブリック・コメントの実施

#### (1) 募集期間

令和2年12月14日（月）～令和3年1月13日（水）

#### (2) 閲覧方法等

##### ア 電子閲覧

県庁ホームページ

##### イ 文書閲覧

県庁情報公開センター、各地方県民相談室、各健康福祉センター等

##### ウ 意見提出方法

郵送、FAX、電子メール

### 2 提出された意見の内容

102件の意見があり、その内容は次のとおりでした。

事 項		件数
I 2	計画の基本的事項に関すること	1
II 1	動物愛護管理法の改正に関すること	1
3	動物愛護管理に関する本県の現状に関すること	
1	動物の適正飼養に関すること	4
2	県民と動物の安全確保に関すること	2
3	動物の適正な取扱いに関すること	1
4	動物愛護管理の普及啓発に関すること	1
IV	具体的施策の展開（全般）に関すること	2
1	動物の適正飼養	
	犬猫の引き取り数及び殺処分数の削減に関すること	28
	適正飼養についての周知徹底に関すること	3
	所有者明示措置の推進に関すること	1
2	周辺生活環境の保全	
	全般に関すること	1
	周辺生活環境の保全の推進に関すること	4
	地域猫活動の推進等に関すること	8
	多頭飼育問題等への解決に向けた福祉部局等との連携に関すること	3
3	県民と動物の安全確保	
	動物による危害の防止に関すること	1
	動物由来感染症対策の推進に関すること	2
	災害時における対策に関すること	5
4	動物の適正な取扱い	
	動物取扱業の適正化に関すること	5
	産業動物・実験動物の適正な取扱いの指導に関すること	2
5	動物愛護管理の普及啓発と 多様な主体との相互理解の醸成	
	学校や福祉施設等と連携した取組の推進に関すること	2
	地域における活動の推進に関すること	2
その他		23

## 県民実態調査結果＜抜粋＞

### 1 調査概要

県では、動物の愛護と管理に関する県民の実態を把握するために、次の3種類の調査を実施しました。

#### (1) 県政世論調査

##### 【調査設計】

- 調査地域 山口県全域
- 調査対象 県内に在住する18歳以上の男女個人  
(層化二段無作為抽出法により抽出)
- 標本数 3,000
- 調査期間 平成30年6月15日(金)～7月3日(火)

##### 【回収結果】

- 有効回収数 1,505 (50.2%)

#### (2) e・アンケートモニター調査

##### 【調査設計】

- 調査地域 山口県全域
- 調査対象 平成29年度e・アンケートモニター  
(県政の課題や取組に関するアンケートへの回答者として  
県が募集したモニター。県内在住の18歳以上の男女。)
- 標本数 101
- 調査期間 平成29年10月4日(水)～10月18日(水)

##### 【回収結果】

- 有効回収数 83 (82.2%)

#### (3) 小学校・幼稚園アンケート調査

##### 【調査設計】

- 調査地域 山口県全域
- 調査対象 小学校、幼稚園
- 標本数 447 (小学校:291、幼稚園:156)
- 調査期間 平成31年3月6日(水)～3月29日(金)

##### 【回収結果】

- 有効回収数 368 (小学校:240、幼稚園:128) (82.3%)

## 2 調査結果

設 問	回 答 数 (%)		
	県政世論調査	e・アンケートモニター調査	小学校・幼稚園調査
<b>1 動物の飼育状況</b>			
(1) 飼っている	444 (29.5)	28 (33.7)	227 (61.7)
(2) 飼っていない	1025 (68.1)	55 (66.3)	—
(3) 以前飼育していたがやめた	—	—	85 (23.1)
(4) 以前から飼育していない	—	—	55 (14.9)
(5) 無回答	36 ( 2.4)	—	1 ( 0.3)
回答者数	1505 ( 100)	83 ( 100)	368 ( 100)
<b>2 飼育している動物の種類 (複数回答可)</b>			
(1) 犬	288 (53.6)	16 (57.1)	1 ( 0.4)
(2) 猫	141 (31.8)	5 (17.9)	—
(3) うさぎ等のほ乳類	21 ( 4.7)	2 ( 7.1)	98 (43.2)
(4) 鳥類	18 ( 4.1)	1 ( 3.6)	25 (11.0)
(5) 爬虫類	23 ( 5.2)	4 (14.3)	27 (11.9)
(6) 魚類	66 (14.9)	7 (25.0)	159 (70.0)
(7) 昆虫類	4 ( 0.9)	1 ( 3.6)	29 (12.8)
(8) その他	1 ( 0.2)	1 ( 3.6)	15 ( 6.6)
(9) 無回答	7 ( 1.6)	—	—
回答者数	444 ( 100)	28 ( 100)	227 ( 100)
<b>3 飼犬、飼猫への所有者明示措置状況</b>			
(1) 明示している	77 (21.7)	9 (42.9)	—
(2) 明示していない	274 (77.2)	12 (57.1)	—
(3) 無回答	4 ( 1.1)	—	—
回答者数	355 ( 100)	21 ( 100)	—
<b>4 飼犬、飼猫の不妊去勢手術実施状況</b>			
(1) 手術している	233 (65.6)	16 (76.2)	—
(2) 手術していない	119 (33.5)	5 (23.8)	—
(3) 無回答	3 ( 0.8)	—	—
回答者数	355 ( 100)	21 ( 100)	—
<b>5 飼犬、飼猫に不妊去勢手術を実施しない理由</b>			
(1) 面倒だから	3 ( 2.5)	—	—
(2) 手術費用が高いから	11 ( 9.2)	1 (20.0)	—
(3) まだ子どもだから	9 ( 7.6)	—	—
(4) 子を産ませたいから	8 ( 6.7)	—	—
(5) かわいそうだから	10 ( 8.4)	2 (40.0)	—
(6) 他の方法 (室内飼育等) で繁殖を防いでいるから	41 (34.5)	3 (60.0)	—
(7) 手術する必要がないと考えているから	29 (24.4)	1 (20.0)	—
(8) その他	6 ( 5.0)	—	—
(9) 無回答	2 ( 1.7)	—	—
回答者数	119 ( 100)	5 ( 100)	—
<b>6 ペット動物飼育により迷惑を感じたこと</b>			
(1) ある	838 (55.7)	61 (73.5)	—
(2) ない	618 (41.1)	22 (26.5)	—
(3) 無回答	49 ( 3.3)	—	—
回答者数	1505 ( 100)	83 ( 100)	—

設 問	回 答 数 (%)		
	県政世論調査	e・アンケート調査	小学校・幼稚園調査
<b>7 ペット動物飼育により感じた迷惑の内容（複数回答可）</b>			
(1) 鳴き声がうるさい	335 (40.0)	33 (54.1)	—
(2) 悪臭がする	172 (20.5)	21 (34.4)	—
(3) 犬の放し飼い	144 (17.2)	20 (32.8)	—
(4) 犬のふんの放置等飼主のマナーが悪い	444 (53.0)	44 (72.1)	—
(5) 猫がやってきてふん尿をしていく	583 (69.6)	38 (62.3)	—
(6) 咬まれる等の危害を加えられるおそれがある	106 (12.6)	16 (26.2)	—
(7) 寄生虫や動物由来感染症等をうつされる心配がある	159 (19.0)	18 (29.5)	—
(8) その他	49 ( 5.8)	9 (14.8)	—
(9) 無回答	1 ( 0.1)	—	—
回答者数	838 ( 100)	61 ( 100)	—
<b>8 飼犬、飼猫が飼えなくなった場合の措置</b>			
(1) 自ら新たな飼主を探す	—	25 (30.1)	—
(2) 動物愛護団体に相談する	—	34 (41.0)	—
(3) 市町や保健所などに引き取ってもらう	—	18 (21.7)	—
(4) その他	—	6 ( 7.2)	—
回答者数	—	83 ( 100)	—
<b>9 動物愛護管理推進のために行政が取り組むべきこと（複数回答可）</b>			
(1) 飼主の迷惑行為に対する規制・指導の強化	922 (61.3)	55 (66.3)	—
(2) 動物取扱業者に対する規制・指導の強化	490 (32.6)	41 (49.4)	—
(3) 動物との触れ合い施設を増加	190 (12.6)	13 (15.7)	—
(4) 動物愛護管理の重要性の広報	493 (32.8)	23 (27.7)	—
(5) 動物愛護管理に関する行事の開催	103 ( 6.8)	14 (16.9)	—
(6) 動物愛護管理について教育の場で取り上げる	245 (16.3)	19 (22.9)	—
(7) 動物愛護管理の普及を進める団体等の活動支援	145 ( 9.6)	20 (24.1)	—
(8) 動物愛護管理に関する相談対応窓口の充実	256 (17.0)	21 (25.3)	—
(9) 動物愛護管理に関する民間専門家の養成	122 ( 8.1)	8 ( 9.6)	—
(10) その他	33 ( 2.2)	4 ( 4.8)	—
(11) わからない	76 ( 5.0)	—	—
(12) 無回答	83 ( 5.5)	—	—
回答者数	1505 ( 100)	83 ( 100)	—
<b>10 動物愛護センターに取り組んでほしいこと（複数回答可）</b>			
(1) 動物ふれあい会の充実	—	20 (24.1)	184 (50.7)
(2) 犬猫の譲渡会の充実	—	36 (43.4)	46 (12.7)
(3) 里親探し支援の充実	—	49 (59.0)	61 (16.8)
(4) 講習会などによる啓発	—	—	52 (14.3)
(5) しつけ方教室などの適正飼養の啓発を充実	—	44 (53.0)	78 (21.5)
(6) 学校や幼稚園等と連携した動物愛護教育の充実	—	16 (19.3)	170 (46.8)
(7) 図書、学習資材などの充実	—	2 ( 2.4)	84 (23.1)
(8) 動物愛護イベントの充実	—	20 (24.1)	100 (27.5)
(9) インターネットの活用など情報発信の充実	—	18 (21.7)	107 (29.5)
(10) その他	—	6 ( 7.2)	13 ( 3.6)
回答者数	—	83 ( 100)	363 ( 100)
<b>11 野良犬、野良猫への餌やりについてどう考えるか</b>			
(1) かわいそうなので与えてもよい	—	3 ( 3.6)	—
(2) 無責任な餌やりはやめた方がよい	—	42 (50.6)	—
(3) 生活環境を害するのでやめた方がよい	—	33 (39.8)	—
(4) その他	—	5 ( 6.0)	—
回答者数	—	83 ( 100)	—
<b>12 動物取扱業者からの被害・トラブルの事例</b>			
(1) ある	—	4 ( 4.8)	—
(2) ない	—	79 (95.2)	—
回答者数	—	83 ( 100)	—

# 動物の愛護及び管理に関する法律〈抜粋〉

昭和48年10月1日法律第105号

(最終改正：令和元年6月19日法律第39号)

## 第一章 総則（第一条－第四条）

## 第二章 基本指針等（第五条・第六条）

## 第三章 動物の適正な取扱い

### 第一節 総則（第七条－第九条）

### 第二節 第一種動物取扱業者（第十条－第二十四条の二）

### 第三節 第二種動物取扱業者（第二十四条の二の二－第二十四条の四）

### 第四節 周辺の生活環境の保全等に係る措置（第二十五条）

### 第五節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置（第二十五条の二－第三十四条）

## 第四章 都道府県等の措置等（第三十五条－第三十七条）

## 第四章の二 動物愛護管理センター等（第三十七条の二－第三十九条）

## 第四章の三 犬及び猫の登録（第三十九条の二－第三十九条の二十六）

## 第五章 雑則（第四十条－第四十三条）

## 第六章 罰則（第四十四条－第五十条）

## 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

#### （基本原則）

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

#### （普及啓発）

第三条 国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのっとり、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならない。

#### （動物愛護週間）

第四条 ひろく国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため、動物愛護週間を設ける。

2 動物愛護週間は、九月二十日から同月二十六日までとする。

3 国及び地方公共団体は、動物愛護週間には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めなければならない。

### 第二章 基本指針等

#### （基本指針）

第五条 環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針には、次の事項を定めるものとする。

- 一 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向
- 二 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項
- 三 その他動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

3 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### （動物愛護管理推進計画）

第六条 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画（以下「動物愛護管理推進計画」という。）を定めなければならない。

2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。

- 一 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針
- 二 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- 三 災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- 四 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備（国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。）に関する事項

3 動物愛護管理推進計画には、前項各号に掲げる事項のほか、動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項を定めるように努めるものとする。

4 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かななければならない。



- 5 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するように努めなければならない。

### 第三章 動物の適正な取扱い

#### 第一節 総則

(動物の所有者又は占有者の責務等)

- 第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。この場合において、その飼養し、又は保管する動物について第七項の基準が定められたときは、動物の飼養及び保管については、当該基準によるものとする。
- 2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。
- 3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。
- 5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。
- 7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

(動物販売業者の責務)

- 第八条 動物の販売を業として行う者は、当該販売に係る動物の購入者に対し、当該動物の種類、習性、供用の目的等に応じて、その適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明をしなければならない。
- 2 動物の販売を業として行う者は、購入者の購入しようとする動物の飼養及び保管に係る知識及び経験に照らして、当該購入者に理解されるために必要な方法及び程度により、前項の説明を行うよう努めなければならない。

(地方公共団体の措置)

- 第九条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について動物の所有者又は占有者に対する指導をすること、多数の動物の飼養及び保管に係る届出をさせることその他の必要な措置を講ずることができる。

#### 第二節 第一種動物取扱業者

(第一種動物取扱業の登録)

- 第十条 動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節から第四節までにおいて同じ。）の取扱業（動物の販売（その取次ぎ又は代理を含む。次項及び第二十一条の四において同じ。）、保管、貸出し、訓練、展示（動物との触れ合いの機会の提供を含む。第二十二条の五を除き、以下同じ。）その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下この節、第三十七条の二第二項第一号及び第四十六条第一号において「第一種動物取扱業」という。）を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、その長とする。以下この節から第五節まで（第二十五条第七項を除く。）において同じ。）の登録を受けなければならない。
- 2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
  - 二 事業所の名称及び所在地
  - 三 事業所ごとに置かれる動物取扱責任者（第二十二条第一項に規定する者をいう。）の氏名
  - 四 その営もうとする第一種動物取扱業の種別（販売、保管、貸出し、訓練、展示又は前項の政令で定める取扱いの別をいう。以下この号において同じ。）並びにその種別に応じた業務の内容及び実施の方法
  - 五 主として取り扱う動物の種類及び数
  - 六 動物の飼養又は保管のための施設（以下この節から第四節までにおいて「飼養施設」という。）を設置しているときは、次に掲げる事項
    - イ 飼養施設の所在地
    - ロ 飼養施設の構造及び規模
    - ハ 飼養施設の管理の方法
  - 七 その他環境省令で定める事項
- 3 第一項の登録の申請をする者は、犬猫等販売業（犬猫等（犬又は猫その他環境省令で定める動物をいう。以下同じ。）の販売を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする場合には、前項各号に掲げる事項のほか、同項の申請書に次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。
- 一 販売の用に供する犬猫等の繁殖を行うかどうかの別
  - 二 販売の用に供する幼齢の犬猫等（繁殖を併せて行う場合にあつては、幼齢の犬猫等及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養する犬猫等。第十二条第一項において同じ。）の健康及び安全を保持するための体制の整備、販売の用に供することが困難となつた犬猫等の取扱いその他環境省令で定める事項に関する計画（以下「犬猫等健康安全計画」という。）

(登録の実施)

- 第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第二項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を第一種動物取扱業者登録簿に登録しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

- 第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第六号ロ及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、若しくは犬猫等販売業を営もうとする場合にあつては、犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
- 一 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として環境省令で定める者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その処分の日から五年を経過しない者
- 四 第十条第一項の登録を受けた者（以下「第一種動物取扱業者」という。）で法人であるものが第十九条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前三十日以内にその第一種動物取扱業者の役員であつた者でその処分の日から五年を経過しないもの
- 五 第十九条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 五の二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 六 この法律の規定、化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）第十条第二号（同法第九条第五項において準用する同法第七条に係る部分に限る。）若しくは第三号の規定、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の七第一項第四号（動物に係るものに限る。以下この号において同じ。）若しくは第五号（動物に係るものに限る。以下この号において同じ。）、第七十条第一項第三十六号（同法第四十八条第三項又は第五十二条の規定に基づく命令の規定による承認（動物の輸出又は輸入に係るものに限る。）に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第七十二条第一項第三号（同法第六十九条の七第一項第四号及び第五号に係る部分に限る。）若しくは第五号（同法第七十条第一項第三十六号に係る部分に限る。）の規定、狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第二十七条第一号若しくは第二号の規定、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の規定、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 七 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者
- 七の二 第一種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として環境省令で定める者
- 八 法人であつて、その役員又は環境省令で定める使用人のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 九 個人であつて、その環境省令で定める使用人のうちに第一号から第七号の二までのいずれかに該当する者があるもの
- 2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の更新)

- 第十三条 第十条第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 2 第十条第二項及び第三項並びに前二条の規定は、前項の更新について準用する。
- 3 第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(変更の届出)

- 第十四条 第一種動物取扱業者は、第十条第二項第四号若しくは第三項第一号に掲げる事項の変更（環境省令で定める軽微なものを除く。）をし、飼養施設を設置しようとし、又は犬猫等販売業を営もうとする場合には、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 第一種動物取扱業者は、前項の環境省令で定める軽微な変更があつた場合又は第十条第二項各号（第四号を除く。）若しくは第三項第二号に掲げる事項に変更（環境省令で定める軽微なものを除く。）があつた場合には、前項の場合を除き、その日から三十日以内に、環境省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第十条第一項の登録を受けて犬猫等販売業を営む者（以下「犬猫等販売業者」という。）は、犬猫等販売業を営むことをやめた場合には、第十六条第一項に規定する場合を除き、その日から三十日以内に、環境省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第十一条及び第十二条の規定は、前三項の規定による届出があつた場合に準用する。

(第一種動物取扱業者登録簿の閲覧)

- 第十五条 都道府県知事は、第一種動物取扱業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

- 第十六条 第一種動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 一 死亡した場合 その相続人

- 二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
  - 三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
  - 四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
  - 五 その登録に係る第一種動物取扱業を廃止した場合 第一種動物取扱業者であつた個人又は第一種動物取扱業者であつた法人を代表する役員
- 2 第一種動物取扱業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、第一種動物取扱業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第十七条 都道府県知事は、第十三条第一項若しくは前条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第十九条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該第一種動物取扱業者の登録を抹消しなければならない。

(標識の掲示)

第十八条 第一種動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の環境省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(登録の取消し等)

第十九条 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により第一種動物取扱業者の登録を受けたとき。
  - 二 その者が行う業務の内容及び実施の方法が第十二条第一項に規定する動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。
  - 三 飼養施設を設置している場合において、その者の飼養施設の構造、規模及び管理の方法が第十二条第一項に規定する飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合しなくなつたとき。
  - 四 犬猫等販売業を営んでいる場合において、犬猫等健康安全計画が第十二条第一項に規定する幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。
  - 五 第十二条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号の二から第九号までのいずれかに該当することとなつたとき。
  - 六 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分違反したとき。
- 2 第十二条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(環境省令への委任)

第二十条 第十条から前条までに定めるもののほか、第一種動物取扱業者の登録に関し必要な事項については、環境省令で定める。

(基準遵守義務)

第二十一条 第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

- 2 前項の基準は、動物の愛護及び適正な飼養の観点等を踏まえつつ、動物の種類、習性、出生後経過した期間等を考慮して、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項
  - 二 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項
  - 三 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項
  - 四 動物の疾病等に係る措置に関する事項
  - 五 動物の展示又は輸送の方法に関する事項
  - 六 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項
  - 七 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項
- 3 犬猫等販売業者に係る第一項の基準は、できる限り具体的なものでなければならない。
- 4 都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その自然的、社会的条件から判断して必要があると認めるときは、条例で、第一項の基準に代えて第一種動物取扱業者が遵守すべき基準を定めることができる。

(感染性の疾病の予防)

第二十一条の二 第一種動物取扱業者は、その取り扱う動物の健康状態を日常的に確認すること、必要に応じて獣医師による診療を受けさせることその他のその取り扱う動物の感染性の疾病の予防のために必要な措置を適切に実施するよう努めなければならない。

(動物を取り扱うことが困難になつた場合の譲渡し等)

第二十一条の三 第一種動物取扱業者は、第一種動物取扱業を廃止する場合その他の業として動物を取り扱うことが困難になつた場合には、当該動物の譲渡しその他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(販売に際しての情報提供の方法等)

第二十一条の四 第一種動物取扱業者のうち犬、猫その他の環境省令で定める動物の販売を業として営む者は、当該動物を販売する場合には、あらかじめ、当該動物を購入しようとする者（第一種動物取扱業者を除く。）に対し、その事業所において、当該販売に係る動物の現在の状態を直接見せるとともに、対面（対面によることが困難な場合として環境省令で定める場合には、対面に相当する方法として環境省令で定めるものを含む。）により書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を用いて当該動物の飼養又は保管の方法、生年月日、当該動物に係る繁殖を行つた者の氏名その他の適正な飼養又は保管のために必要な情報として環境省令で定めるものを提供しなければならない。

(動物に関する帳簿の備付け等)

第二十一条の五 第一種動物取扱業者のうち動物の販売、貸出し、展示その他政令で定める取扱いを業として営む者（次

項において「動物販売業者等」という。)は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、その所有し、又は占有する動物について、その所有し、若しくは占有した日、その販売若しくは引渡しをした日又は死亡した日その他の環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

- 2 動物販売業者等は、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
  - 一 当該期間が開始した日に所有し、又は占有していた動物の種類ごとの数
  - 二 当該期間中に新たに所有し、又は占有した動物の種類ごとの数
  - 三 当該期間中に販売若しくは引渡し又は死亡の事実が生じた動物の当該事実の区分ごと及び種類ごとの数
  - 四 当該期間が終了した日に所有し、又は占有していた動物の種類ごとの数
  - 五 その他環境省令で定める事項

#### (動物取扱責任者)

- 第二十二條 第一種動物取扱業者は、事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有する者のうちから、動物取扱責任者を選任しなければならない。
- 2 動物取扱責任者は、第十二條第一項第一号から第七号の二までに該当する者以外の者でなければならない。
  - 3 第一種動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、動物取扱責任者に動物取扱責任者研修(都道府県知事が行う動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修をいう。次項において同じ。)を受けさせなければならない。
  - 4 都道府県知事は、動物取扱責任者研修の全部又は一部について、適当と認める者に、その実施を委託することができる。

#### (犬猫等健康安全計画の遵守)

第二十二條の二 犬猫等販売業者は、犬猫等健康安全計画の定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

#### (獣医師等との連携の確保)

第二十二條の三 犬猫等販売業者は、その飼養又は保管をする犬猫等の健康及び安全を確保するため、獣医師等との適切な連携の確保を図らなければならない。

#### (終生飼養の確保)

第二十二條の四 犬猫等販売業者は、やむを得ない場合を除き、販売の用に供することが困難となつた犬猫等についても、引き続き、当該犬猫等の終生飼養の確保を図らなければならない。

#### (幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限)

第二十二條の五 犬猫等販売業者(販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。)は、その繁殖を行つた犬又は猫であつて出生後五十六日を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならない。

#### (犬猫等の検案)

第二十二條の六 都道府県知事は、犬猫等販売業者の所有する犬猫等に係る死亡の事実の発生の状況に照らして必要があると認めるときは、環境省令で定めるところにより、犬猫等販売業者に対して、期間を指定して、当該指定期間内にその所有する犬猫等に係る死亡の事実が発生した場合には獣医師による診療中に死亡したときを除き獣医師による検案を受け、当該指定期間が満了した日から三十日以内に当該指定期間内に死亡の事実が発生した全ての犬猫等の検案書又は死亡診断書を提出すべきことを命ずることができる。

#### (勧告及び命令)

- 第二十三條 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が第二十一條第一項又は第四項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。
- 2 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が第二十一條の四若しくは第二十二條第三項の規定を遵守していないと認めるとき、又は犬猫等販売業者が第二十二條の五の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
  - 3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた者が前二項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
  - 4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
  - 5 第一項、第二項及び前項の期限は、三月以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

#### (報告及び検査)

- 第二十四條 都道府県知事は、第十条から第十九條まで及び第二十一條から前条までの規定の施行に必要な限度において、第一種動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該第一種動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
  - 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### (第一種動物取扱業者であつた者に対する勧告等)

- 第二十四條の二 都道府県知事は、第一種動物取扱業者について、第十三條第一項若しくは第十六条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき又は第十九條第一項の規定により登録を取り消したときは、その者に対し、これらの事由が生じた日から二年間は、期限を定めて、動物の不適な飼養又は保管により動物の健康及び安全が害されること並びに周辺の生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため必要な勧告をすることができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
  - 3 都道府県知事は、前二項の規定の施行に必要な限度において、第十三條第一項若しくは第十六条第二項の規定によりその登録が効力を失い、又は第十九條第一項の規定により登録を取り消された者に対し、飼養施設の状況、その飼養若しくは保管をする動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該者の飼養施設を設置す

る場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。  
4 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

### 第三節 第二種動物取扱業者

(第二種動物取扱業の届出)

第二十四条の二 飼養施設(環境省令で定めるものに限る。以下この節において同じ。)を設置して動物の取扱業(動物の譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示その他第十条第一項の政令で定める取扱いに類する取扱いとして環境省令で定めるもの(以下この条において「その他の取扱い」という。))を業として行うことをいう。以下この条及び第三十七条の二第二項第一号において「第二種動物取扱業」という。)を行おうとする者(第十条第一項の登録を受けるべき者及びその取り扱おうとする動物の数が環境省令で定める数に満たない者を除く。)は、第三十五条の規定に基づき同条第一項に規定する都道府県等が犬又は猫の取扱いを行う場合その他環境省令で定める場合を除き、飼養施設を設置する場所ごとに、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める書類を添えて、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- 二 飼養施設の所在地
- 三 その行おうとする第二種動物取扱業の種別(譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示又はその他の取扱いの別をいう。以下この号において同じ。)並びにその種別に応じた事業の内容及び実施の方法
- 四 主として取り扱う動物の種類及び数
- 五 飼養施設の構造及び規模
- 六 飼養施設の管理の方法
- 七 その他環境省令で定める事項

(変更の届出)

第二十四条の三 前条の規定による届出をした者(以下「第二種動物取扱業者」という。)は、同条第三号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。  
2 第二種動物取扱業者は、前条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(準用規定)

第二十四条の四 第十六条第一項(第五号に係る部分を除く。)、第二十条、第二十一条(第三項を除く。)、第二十三条(第二項を除く。)及び第二十四条の規定は、第二種動物取扱業者について準用する。この場合において、第二十条中「第十条から前条まで」とあるのは「第二十四条の二の二、第二十四条の三及び第二十四条の四第一項において準用する第十六条第一項(第五号に係る部分を除く。)」と、「登録」とあるのは「届出」と、第二十三条第一項中「第二十一条第一項又は第四項」とあるのは「第二十四条の四第一項において準用する第二十一条第一項又は第四項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第一項」と、同条第五項中「第一項、第二項及び前項」とあるのは「第一項及び前項」と、第二十四条第一項中「第十条から第十九条まで及び第二十一条から前条まで」とあるのは「第二十四条の二の二、第二十四条の三並びに第二十四条の四第一項において準用する第十六条第一項(第五号に係る部分を除く。)、第二十一条(第三項を除く。))及び第二十三条(第二項を除く。)」と、「事業所」とあるのは「飼養施設を設置する場所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前項に規定するもののほか、犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者については、第二十一条の五第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「所有し、又は占有する」とあるのは「所有する」と、「所有し、若しくは占有した」とあるのは「所有した」と、「販売若しくは引渡し」とあるのは「譲渡し」と読み替えるものとする。

### 第四節 周辺の生活環境の保全等に係る措置

第二十五条 都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。  
2 都道府県知事は、前項の環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。  
3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。  
4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。  
5 都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対し、飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。  
6 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。  
7 都道府県知事は、市町村(特別区を含む。)の長(指定都市の長を除く。)に対し、第二項から第五項までの規定による勧告、命令、報告の徴収又は立入検査に関し、必要な協力を求めることができる。

### 第五節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置

(特定動物の飼養及び保管の禁止)

第二十五条の二 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物(その動物が交雑することにより生じた動物を含む。以下「特定動物」という。)は、飼養又は保管をしてはならない。ただし、次条第一項の許可(第二十八条第一項の規定による変更の許可があつたときは、その変更後のもの)を受けてその許可に係る飼養又は保管をする場合、診療施設(獣医療法(平成四年法律第四十六号)第二条第二項に規定する診療施設をいう。)において獣医師が診療のために特定動物の飼養又は保管をする場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

(特定動物の飼養又は保管の許可)

第二十六条 動物園その他これに類する施設における展示その他の環境省令で定める目的で特定動物の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設(以下この節において「特定飼養施設」という。)の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。
  - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
  - 二 特定動物の種類及び数
  - 三 飼養又は保管の目的
  - 四 特定飼養施設の所在地
  - 五 特定飼養施設の構造及び規模
  - 六 特定動物の飼養又は保管の方法
  - 七 特定動物の飼養又は保管が困難になつた場合における措置に関する事項
  - 八 その他環境省令で定める事項

(許可の基準)

第二十七条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 飼養又は保管の目的が前条第一項に規定する目的に適合するものであること。
- 二 その申請に係る前条第二項第五号から第七号までに掲げる事項が、特定動物の性質に応じて環境省令で定める特定飼養施設の構造及び規模、特定動物の飼養又は保管の方法並びに特定動物の飼養又は保管が困難になつた場合における措置に関する基準に適合するものであること。
- 三 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
  - イ この法律又はこの法律に基づく処分を違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
  - ロ 第二十九条の規定により許可を取り消され、その処分があつた日から二年を経過しない者
  - ハ 法人であつて、その役員のうちイ又はロのいずれかに該当する者があるもの
- 2 都道府県知事は、前条第一項の許可をする場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

(変更の許可等)

第二十八条 第二十六条第一項の許可(この項の規定による許可を含む。)を受けた者(以下「特定動物飼養者」という。)は、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

- 2 前条の規定は、前項の許可について準用する。
- 3 特定動物飼養者は、第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更があつたとき、又は第二十六条第二項第一号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第二十九条 都道府県知事は、特定動物飼養者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- 一 不正の手段により特定動物飼養者の許可を受けたとき。
  - 一の二 飼養又は保管の目的が第二十六条第一項に規定する目的に適合するものでなくなつたとき。
  - 二 その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第二十七条第一項第二号に規定する基準に適合しなくなつたとき。
  - 三 第二十七条第一項第三号ハに該当することとなつたとき。
- 四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分を違反したとき。

(環境省令への委任)

第三十条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、特定動物の飼養又は保管の許可に関し必要な事項については、環境省令で定める。

(飼養又は保管の方法)

第三十一条 特定動物飼養者は、その許可に係る飼養又は保管をするには、当該特定動物に係る特定飼養施設の点検を定期的に行うこと、当該特定動物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の環境省令で定める方法によらなければならない。

(特定動物飼養者に対する措置命令等)

第三十二条 都道府県知事は、特定動物飼養者が前条の規定に違反し、又は第二十七条第二項(第二十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反した場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、当該特定動物に係る飼養又は保管の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第三十三条 都道府県知事は、第二十六条から第二十九条条まで及び前二条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。

- 2 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第三十四条 削除

## 第四章 都道府県等の措置等

### (犬及び猫の引取り)

- 第三十五条 都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。
- 2 前項本文の規定により都道府県等が犬又は猫を引き取る場合には、都道府県知事等（都道府県等の長をいう。以下同じ。）は、その犬又は猫を引き取るべき場所を指定することができる。
  - 3 前二項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。この場合において、第一項ただし書中「犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして」とあるのは、「周辺的生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の」と読み替えるものとする。
  - 4 都道府県知事等は、第一項本文（前項において準用する場合を含む。次項、第七項及び第八項において同じ。）の規定により引取りを行った犬又は猫について、殺処分がなくなることを目指して、所有者がいると推測されるものについてはその所有者を発見し、当該所有者に返還するよう努めるとともに、所有者がいないと推測されるもの、所有者から引取りを求められたもの又は所有者の発見ができないものについてはその飼養を希望する者を募集し、当該希望する者に譲り渡すよう努めるものとする。
  - 5 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市、中核市及び第一項の政令で定める市の長を除く。）に対し、第一項本文の規定による犬又は猫の引取りに関し、必要な協力を求めることができる。
  - 6 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする団体その他の者に犬及び猫の引取り又は譲渡しを委託することができる。
  - 7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項本文の規定により引き取る場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。
  - 8 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第一項本文の引取りに関し、費用の一部を補助することができる。

### (負傷動物等の発見者の通報措置)

- 第三十六条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の動物又は犬、猫等の動物の死体を発見した者は、速やかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。
- 2 都道府県等は、前項の規定による通報があったときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。
  - 3 前条第七項の規定は、前項の規定により動物を収容する場合に準用する。

### (犬及び猫の繁殖制限)

- 第三十七条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない。
- 2 都道府県等は、第三十五条第一項本文の規定による犬又は猫の引取り等に際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

## 第四章の二 動物愛護管理センター等

### (動物愛護管理センター)

- 第三十七条の二 都道府県等は、動物の愛護及び管理に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県等が設置する施設において、当該部局又は施設が動物愛護管理センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 動物愛護管理センターは、次に掲げる業務（中核市及び第三十五条第一項の政令で定める市にあつては、第四号から第六号までに掲げる業務に限る。）を行うものとする。
    - 一 第一種動物取扱業の登録、第二種動物取扱業の届出並びに第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業の監督に関すること。
    - 二 動物の飼養又は保管をする者に対する指導、助言、勧告、命令、報告の徴収及び立入検査に関すること。
    - 三 特定動物の飼養又は保管の許可及び監督に関すること。
    - 四 犬及び猫の引取り、譲渡し等に関すること。
    - 五 動物の愛護及び管理に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
    - 六 その他動物の愛護及び適正な飼養のために必要な業務を行うこと。

### (動物愛護管理担当職員)

- 第三十七条の三 都道府県等は、条例で定めるところにより、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員等の職名を有する職員（次項及び第三項並びに第四十一条の四において「動物愛護管理担当職員」という。）を置く。
- 2 指定都市、中核市及び第三十五条第一項の政令で定める市以外の市町村（特別区を含む。）は、条例で定めるところにより、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理担当職員を置くよう努めるものとする。
  - 3 動物愛護管理担当職員は、その地方公共団体の職員であつて獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するものをもって充てる。

### (動物愛護推進員)

- 第三十八条 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱するよう努めるものとする。
- 2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。
    - 一 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
    - 二 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。



三 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。

四 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をする事。

五 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をする事。

(協議会)

第三十九条 都道府県等、動物の愛護を目的とする一般社団法人又は一般財団法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行つている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

#### 第四章の三 犬及び猫の登録

(マイクロチップの装着)

第三十九条の二 犬猫等販売業者は、犬又は猫を取得したときは、環境省令で定めるところにより、当該犬又は猫を取得した日(生後九十日以内の犬又は猫を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日)から三十日を経過する日(その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日)までに、当該犬又は猫にマイクロチップ(犬又は猫の所有者に関する情報及び犬又は猫の個体の識別のための情報の適正な管理及び伝達に必要な機器であつて識別番号(個々の機器を識別するために割り当てられる番号をいう。以下同じ。)が電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により記録されたもののうち、環境省令で定める基準に適合するものをいう。以下同じ。)を装着しなければならない。ただし、当該犬又は猫に既にマイクロチップが装着されているとき並びにマイクロチップを装着することにより当該犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるときその他の環境省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

2 犬猫等販売業者以外の犬又は猫の所有者は、その所有する犬又は猫にマイクロチップを装着するよう努めなければならない。

(マイクロチップ装着証明書)

第三十九条の三 獣医師は、前条の規定により犬又は猫にマイクロチップを装着しようとする者の依頼を受けて当該犬又は猫にマイクロチップを装着した場合には、当該マイクロチップの識別番号その他環境省令で定める事項を記載した証明書(次項及び第三十九条の五第三項において「マイクロチップ装着証明書」という。)を当該犬又は猫の所有者に発行しなければならない。

2 マイクロチップ装着証明書の様式その他の必要な事項は、環境省令で定める。

(取外しの禁止)

第三十九条の四 何人も、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるときその他の環境省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、当該犬又は猫に装着されているマイクロチップを取り外してはならない。

(登録等)

第三十九条の五 次の各号に掲げる者は、その所有する犬又は猫について、当該各号に定める日から三十日を経過する日(その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日)までに、環境大臣の登録を受けなければならない。

一 第三十九条の二第一項又は第二項の規定によりその所有する犬又は猫にマイクロチップを装着した者当該マイクロチップを装着した日

二 マイクロチップが装着された犬又は猫であつて、この項の登録(以下この章において単に「登録」という。)を受けていないものを取得した犬猫等販売業者当該犬又は猫を取得した日

2 登録を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに電話番号並びに登録を受けようとする犬又は猫の所在地

二 登録を受けようとする犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号

三 前二号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

3 登録を受けようとする者(第一項第一号に掲げる者に限る。)は、前項の申請書に、マイクロチップ装着証明書を添付しなければならない。

4 環境大臣は、登録をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該登録を受けた者に対し、その所有する犬又は猫に関する証明書(以下この章において「登録証明書」という。)を交付しなければならない。

5 登録証明書には、環境省令で定める様式に従い、登録を受けた犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号その他の環境省令で定める事項を記載するものとする。

6 登録を受けた者は、登録証明書を亡失し、又は登録証明書が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣に申請をして、登録証明書の再交付を受けることができる。

7 環境大臣は、登録に係る事項を記録し、これを当該登録が行われた日から環境省令で定める期間保存しなければならない。

8 登録を受けた者は、第二項第一号に掲げる事項その他の環境省令で定める事項に変更を生じたときは、環境省令で定めるところにより、変更を生じた日から三十日を経過する日までに、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

9 登録を受けた犬又は猫の譲渡しは、当該犬又は猫に係る登録証明書とともにしなければならない。

(変更登録)

第三十九条の六 次の掲げる者は、環境省令で定めるところにより、犬又は猫を取得した日から三十日を経過する日(その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日)までに変更登録を受けなければならない。

一 登録を受けた犬又は猫を取得した犬猫等販売業者

二 犬猫等販売業者以外の者であつて、登録を受けた犬又は猫を当該犬又は猫に係る登録証明書とともに譲り受けたもの

2 前条第四項から第九項までの規定は、前項の変更登録(以下この章において単に「変更登録」という。)について準用する。



(狂犬病予防法の特例)

- 第三十九条の七 環境大臣は、犬の所有者が当該犬を取得した日（生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日）から三十日以内に登録又は変更登録を受けた場合において、当該犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあつては、区長。以下この条において同じ。）の求めがあるときは、環境省令で定めるところにより、当該市町村長に環境省令で定める事項を通知しなければならない。
- 2 前項の規定により市町村長が通知を受けた場合における狂犬病予防法第四条の規定の適用については、当該通知に係る犬の所有者が当該犬に係る登録又は変更登録を受けた日において、当該犬の所有者から同条第一項の規定による犬の登録の申請又は同条第五項の規定による届出があつたものとみなし、当該犬に装着されているマイクロチップは、同条第二項の規定により市町村長から交付された鑑札とみなす。
- 3 環境大臣は、犬の所有者から第三十九条の五第八項（第三十九条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつた場合において、当該犬の所在地を管轄する市町村長の求めがあるときは、環境省令で定めるところにより、当該市町村長に環境省令で定める事項を通知しなければならない。
- 4 前項の規定により市町村長が通知を受けたときは、当該通知に係る届出があつた日において、当該届出をした犬の所有者から狂犬病予防法第四条第四項の規定による届出があつたものとみなす。
- 5 第二項の規定により狂犬病予防法第四条第二項の規定により市町村長から交付された鑑札とみなされたマイクロチップが装着されている犬の所有者は、その犬から当該マイクロチップを取り除いた場合その他の厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長に対し、その旨を届け出なければならない。
- 6 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出をした犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。
- 7 前項の場合における狂犬病予防法第四条第三項の規定の適用については、同項中「前項の鑑札」とあるのは、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号）第三十九条の七第六項の鑑札」とする。

(死亡等の届出)

- 第三十九条の八 登録を受けた犬又は猫の所有者は、当該犬又は猫が死亡したときその他の環境省令で定める場合に該当するときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

(都道府県等の指導及び助言)

- 第三十九条の九 都道府県等は、第三十九条の二から前条までに規定する措置が適切になされるよう、犬又は猫の所有者に対し、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

(指定登録機関の指定)

- 第三十九条の十 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、第三十九条の五から第三十九条の八までに規定する環境大臣の事務（以下「登録関係事務」という。）を行わせることができる。
- 2 指定登録機関の指定は、環境省令で定めるところにより、登録関係事務を行おうとする者の申請により行う。
- 3 環境大臣は、前項の申請が次の要件を満たしているときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない。
- 一 職員、設備、登録関係事務の実施の方法その他の事項についての登録関係事務の実施に関する計画が、登録関係事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の登録関係事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 4 環境大臣は、第二項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定による指定をしてはならない。
- 一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
- 二 登録関係事務以外の業務により登録関係事務を公正に実施することができないおそれがあること。
- 三 第三十九条の二十の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。
- 四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。
- イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者
- 5 指定登録機関が二以上ある場合には、各指定登録機関は、登録関係事務の適正な実施を確保するため、相互に連携を図らなければならない。
- 6 指定登録機関が登録関係事務を行う場合における第三十九条の五第一項及び第二項の規定、同条第四項及び第六項から第八項までの規定（第三十九条の六第二項において準用する場合を含む。）、第三十九条の七第一項及び第三項の規定並びに第三十九条の八の規定の適用については、これらの規定中「環境大臣」とあるのは、「指定登録機関」とする。

(指定登録機関の役員の選任及び解任)

- 第三十九条の十一 指定登録機関の役員の選任及び解任は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 2 環境大臣は、指定登録機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第三十九条の十三第一項に規定する登録関係事務規程に違反する行為をしたとき又は登録関係事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定登録機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(事業計画の認可等)

- 第三十九条の十二 指定登録機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第三十九条の十第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 指定登録機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、環境大臣に提出しなければならない。

(登録関係事務規程)

- 第三十九条の十三 指定登録機関は、登録関係事務の開始前に、登録関係事務の実施に関する規程（以下「登録関係事務規程」という。）を定め、環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 登録関係事務規程で定めるべき事項は、環境省令で定める。
- 3 環境大臣は、第一項の認可をした登録関係事務規程が登録関係事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第三十九条の十四 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、登録関係事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録関係事務に従事する指定登録機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(帳簿の備付け等)

第三十九条の十五 指定登録機関は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに登録関係事務に関する事項で環境省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

(監督命令)

第三十九条の十六 環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録関係事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告)

第三十九条の十七 環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、環境省令で定めるところにより、指定登録機関に対し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第三十九条の十八 環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、指定登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録関係事務の休廃止)

第三十九条の十九 指定登録機関は、環境大臣の許可を受けなければ、登録関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第三十九条の二十 環境大臣は、指定登録機関が第三十九条の十第四項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 環境大臣は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 第三十九条の十第三項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第三十九条の十一第二項、第三十九条の十三第三項又は第三十九条の十六の規定による命令に違反したとき。

三 第三十九条の十二又は前条の規定に違反したとき。

四 第三十九条の十三第一項の認可を受けた登録関係事務規程によらないで登録関係事務を行つたとき。

五 次条第一項の条件に違反したとき。

(指定等の条件)

第三十九条の二十一 第三十九条の十第一項、第三十九条の十一第一項、第三十九条の十二第一項、第三十九条の十三第一項又は第三十九条の十九の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(指定登録機関がした処分等に係る審査請求)

第三十九条の二十二 指定登録機関が行う登録関係事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、環境大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、環境大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定登録機関の上級行政庁とみなす。

(環境大臣による登録関係事務の実施等)

第三十九条の二十三 環境大臣は、指定登録機関の指定をしたときは、登録関係事務を行わないものとする。

2 環境大臣は、指定登録機関が第三十九条の十九の規定による許可を受けてその登録関係事務の全部若しくは一部を休止したとき、第三十九条の二十第二項の規定により指定登録機関に対し登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき又は指定登録機関が天災その他の事由によりその登録関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、その登録関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

3 環境大臣が前項の規定により登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定登録機関が第三十九条の十九の規定による許可を受けてその登録関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は環境大臣が第三十九条の二十の規定により指定を取り消した場合における登録関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、環境省令で定める。

(公示)

第三十九条の二十四 環境大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第三十九条の十第一項の規定による指定をしたとき。

二 第三十九条の十九の規定による許可をしたとき。

三 第三十九条の二十の規定により指定を取り消し、又は登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条第二項の規定により登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき又は自ら行つていた登録関係事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(手数料)

第三十九条の二十五 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指定登録機関が登録関係事務を行

- う場合にあつては、指定登録機関)に納めなければならない。
- 一 登録を受けようとする者
  - 二 登録証明書の再交付を受けようとする者
  - 三 変更登録を受けようとする者
- 2 前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

(環境省令への委任)

第三十九条の二十六 この章に規定するもののほか、マイクロチップの装着、登録及び変更登録並びに指定登録機関に関し必要な事項については、環境省令で定める。

## 第五章 雑則

(動物を殺す場合の方法)

第四十条 動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

- 2 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、前項の方法に関し必要な事項を定めることができる。
- 3 前項の必要な事項を定めるに当たつては、第一項の方法についての国際的動向に十分配慮するよう努めなければならない。

(動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等)

第四十一条 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、きる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする。

- 2 動物を科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。
- 3 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥つている場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によつてその動物を処分しなければならない。
- 4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第二項の方法及び前項の措置に関しよるべき基準を定めることができる。

(獣医師による通報)

第四十一条の二 獣医師は、その業務を行うに当たり、みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、遅滞なく、都道府県知事その他の関係機関に通報しなければならない。

(表彰)

第四十一条の三 環境大臣は、動物の愛護及び適正な管理の推進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うことができる。

(地方公共団体への情報提供等)

第四十一条の四 国は、動物の愛護及び管理に関する施策の適切かつ円滑な実施に資するよう、動物愛護管理担当職員の設置、動物愛護管理担当職員に対する動物の愛護及び管理に関する研修の実施、動物の愛護及び管理に関する業務を担当する地方公共団体の部局と畜産、公衆衛生又は福祉に関する業務を担当する地方公共団体の部局、都道府県警察及び民間団体との連携の強化、動物愛護推進員の委嘱及び資質の向上に資する研修の実施、地域における犬、猫等の動物の適切な管理等に関し、地方公共団体に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体に対する財政上の措置)

第四十一条の五 国は、第三十五条第八項に定めるもののほか、地方公共団体が動物の愛護及び適正な飼養の推進に関する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(経過措置)

第四十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(審議会の意見の聴取)

第四十三条 環境大臣は、基本指針の策定、第七条第七項、第十二条第一項、第二十一条第一項(第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。)、第二十七条第一項第二号若しくは第四十一条第四項の基準の設定、第二十五条第一項若しくは第四項の事態の設定又は第三十五条第七項(第三十六条第三項において準用する場合を含む。))若しくは第四十条第二項の定めをしようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かななければならない。これらの基本指針、基準、事態又は定めを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

## 第六章 罰則

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

- 2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 3 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。
  - 一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえぼと及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

第四十四条の二 第三十九条の十四第一項の規定に違反して、登録関係事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十五条の二の規定に違反して特定動物を飼養し、又は保管した者
- 二 不正の手段によって第二十六条第一項の許可を受けた者
- 三 第二十八条第一項の規定に違反して第二十六条第二項第二号から第七号までに掲げる事項を変更した者

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第一項の規定に違反して登録を受けないで第一種動物取扱業を営んだ者
- 二 不正の手段によって第十条第一項の登録（第十三条第一項の登録の更新を含む。）を受けた者
- 三 第十九条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者
- 四 第二十三条第四項、第二十四条の二第二項又は第三十二条の規定による命令に違反した者

第四十六条の二 第二十五条第三項又は第四項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第一項から第三項まで、第二十四条の二の二、第二十四条の三第一項又は第二十八条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十二条の六の規定による命令に違反して、検案書又は死亡診断書を提出しなかつた者
- 三 第二十四条第一項（第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十四条の二第三項若しくは第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 四 第二十四条の四第一項において読み替えて準用する第二十三条第四項の規定による命令に違反した者

第四十七条の二 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十九条の十五の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 二 第三十九条の十七の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 三 第三十九条の十八第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 四 第三十九条の十九の許可を受けないで登録関係事務の全部を廃止したとき。

第四十七条の三 第二十五条第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第四十五条 五千万円以下の罰金刑
- 二 第四十四条、第四十六条から第四十七条まで又は前条 各本条の罰金刑

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十六条第一項（第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。）、第二十一条の五第二項又は第二十四条の三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十一条の五第一項（第二十四条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

第五十条 第十八条の規定による標識を掲げない者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 略

# 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針

平成 18 年環境省告示第 140 号

(最終改正：令和 2 年環境省告示第 53 号)

## 第 1 動物の愛護及び管理の基本的な考え方

### 第 2 今後の施策展開の方向

#### 1 基本的視点

- (1) 国民的な動物の愛護及び管理に関する取組の促進
- (2) 長期的視点からの総合的・体系的アプローチ
- (3) 関係者間の協働関係の構築
- (4) 施策の実行を支える基盤の整備

#### 2 施策別の取組

- (1) 普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成
- (2) 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の推進
- (3) 周辺的生活環境の保全と動物による危害の防止
- (4) 所有明示（個体識別）措置の推進
- (5) 動物取扱業の適正化
- (6) 実験動物の適正な取扱いの推進
- (7) 産業動物の適正な取扱いの推進
- (8) 災害対策
- (9) 人材育成
- (10) 調査研究の推進

## 第 3 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項

### 1 計画策定の目的

### 2 計画期間

### 3 対象地域

### 4 計画の記載項目

### 5 策定及び実行

- (1) 多様な意見の集約及び合意形成の確保
- (2) 関係地方公共団体との協議
- (3) 計画の公表等
- (4) 実施計画の作成
- (5) 点検及び見直し

## 第 4 動物愛護管理基本指針の点検及び見直し

## 第1 動物の愛護及び管理の基本的考え方

### (動物の愛護)

動物の愛護の基本は、人においてその命が大切なように、動物の命についてもその尊厳を守ることにより、動物をみだりに殺し、傷つけ又は苦しめることのないよう取り扱うことや、その生理、生態、習性等を考慮して適正に取り扱うことである。人と動物とは生命的に連続した存在であるとする考え方や生きとし生けるものを大切にすることを踏まえ、動物の命に対して感謝及び畏敬の念を抱くとともに、この気持ちを命あるものである動物の取扱いに反映させることが欠かせないものである。

人は、他の生物を利用し、その命を犠牲にしなければ生きていけない存在である。このため、動物の利用や殺処分を疎んずるのではなく、自然の摂理や社会の条理として直視し、厳粛に受け止めることが必要であり、動物の命を軽視したり、みだりに利用したりすることは誤りである。社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図るためには、命あるものである動物に対して優しいまなざしを向ける態度が求められる。

### (動物の管理)

人と動物とが共生する社会を形成するためには、動物の命を尊重する考え方及び態度を確立することと併せて、全ての動物の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、その社会的責任を十分自覚し、鳴き声、糞尿等による迷惑を含め、人の生命、身体又は財産の侵害や生活環境の保全上の支障を防止する必要がある。

この際、逸走やみだりな繁殖を防止する措置等により動物の行動等に一定の制約を課す必要が生じる場合があることのほか、所有者がいない動物に対する恣意的な餌やり等の行為が、動物による害の増加やみだりな繁殖等、動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こす場合があることにも十分に留意する必要がある。

我が国では、幅広い世代に渡る約3割の国民がペットを飼育しており、ペットは伴侶動物（コンパニオンアニマル）として生活に欠かせない存在になっている一方で、動物が人と一緒に生活する存在として社会に受け入れられるためには、人と動物の関わりについても十分に考慮した上で、その飼養及び保管（以下「飼養等」という。）を適切に行うことが求められる。令和元年度の世論調査では、ペットが人に与える影響について肯定的な回答が多い傾向にある一方、否定的な回答も一定数存在した。動物の所有者等は、ほえ癖や臭気等による迷惑や被害の加害者に自分になり得ることへの意識がややもすると希薄な傾向にあるが、被害者の置かれた状況を認識し、動物を所有し、又は占有する者としての社会的責任を十分に自覚して、適正な飼養等に努めなければならない。

### (合意形成)

国民が動物に対して抱く意識及び感情は、千差万別である。例えば、家庭動物等の不妊去勢措置、猫の屋内飼養、動物実験、畜産等における動物の資源利用、様々な動物を食材として利用する食習慣、狩猟等の動物の捕獲行為、動物を利用した祭礼儀式、外来生物の駆除、動物の個体数の調整、安楽殺処分等については、これらの行為が正当な理由をもって適切に行われるものである限り、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）やその精神に抵触するものではないが、現実には、これらの行為に対する賛否両論が国内外において見受けられる。様々な状況におけるペットの殺処分に対する意識を問う令和元年度の世論調査の質問では、けがや病気で回復の見込みがない場合に殺処分を許容できるとする回答は全体の4割であった。

このように、個人々人における動物の愛護及び管理の考え方は、いつの時代にあっても多様であり続けるものであり、また、多様であって然るべきものである。人と動物の共生は、人が、社会の中において、動物をそれぞれの役割に応じて適正に取り扱うことも包含しており、合理的な目的に応じて、適正な動物の取扱いがなされるならば、実験動物や家畜等の利用についても、共生の在り方の一つであると考えられる。また、動物が社会や自然環境に及ぼす正と負の側面に関する知見の蓄積や、消費行動等の個人や社会の活動が動物の世界に与えている影響等、人と動物の関係を考える上で新たな状況や視点に留意した対応も求められている状況にある。

その上で、万人に共通して適用されるべき社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方は、普遍性及び客観性の高いものであるとともに、国民的な合意の下に形成していくことが必要である。動物愛護の精神を広く普及し、我々の身についた習いとして定着させ、「人と動物の共生する社会」の実現に向けた将来ビジョンの形成を目指していくためには、我が国の風土や社会の実情、日本人の動物観の特質や海外との違いを踏まえ、人と動物の関係についての丁寧な議論を積み重ねることが重要である。

## 第2 今後の施策展開の方向

### 1 基本的な視点

#### (1) 国民的な動物の愛護及び管理に関する取組の促進

動物の愛護及び管理に関する活動は、古い歴史を有し、多くの貢献をしてきたが、適切な愛護及び管理の基盤となるべき国民共通の理解の形成までには至っていない。人と動物の共生する社会の実現を図るためには、今後とも、多くの国民の共感を呼び、幅広い層に対して自主的な参加を促していく施策を、学校、地域、家庭等において展開し、社会を構成する全ての当事者が、適正飼養の観点から必要な取組を推進するとともに、国民の動物に対する考え方が多様であることを前提に、目指す社会の姿や動物の取扱いに関する行為規範の在り方について、中長期的に検討していく必要がある。

#### (2) 長期的視点からの総合的・体系的アプローチ

動物の愛護及び管理に関する施策の対象となる動物は、家庭動物のみならず、展示動物、実験動物、産業動物、危険な動物（特定動物）等であり、人の占有に係る動物が幅広く対象とされている。その施策の分野も、普及啓発、飼養保管、感染症予防、流通、調査研究等、広範囲にわたっており、様々な実施主体によって、それぞれに関係法令等に基づく施策が進められている。一方、動物の愛護及び管理に関する問題は、国民のライフスタイルや価値観等の在り方に深く関わるものであるという性質を有し、施策の効果や結果がすぐには現れないものが多い。また、動物の愛護及び管理の分野においても、科学的・客観的な知見等の収集と政策の目的や効果の明確化を行い、適切

な情報共有を通じて証拠に基づく政策立案（EBPM；Evidence - based Policymaking）を推進していくことが求められている。各種施策を着実に進めていくためには、長期的に、かつ科学、法律、倫理・動物観、生活・経済等の多角的な視点から動物の取扱いを検討し、できる限り定量的かつ客観的な内容を備えた目標及びその達成手段等を設定して総合的かつ体系的に取組を進めていく必要がある。

### （3）関係者間の協働関係の構築

法の施行に関する事務の多くは、都道府県、地方自治法（昭和22年法律第67号。）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）の所掌するところとなっているが、その事務を円滑かつ効果的に進めるためには、都道府県、指定都市及び中核市にとどまらない全ての地方公共団体の関与の下に、動物の愛護及び管理に関係している者の積極的な協力を幅広く得ながら、その施策の展開を図っていくことが肝要である。

動物の愛護と管理をめぐる課題に、地域の実情も踏まえて効果的に取り組むためには、指定都市及び中核市以外の市区町村を含む行政内の部局間の連携や、動物愛護推進員や動物愛護の地域ボランティア及び民間団体の協力が重要であり、このためには、国、地方公共団体等の行政機関、獣医師会、企業、業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、学術研究団体、調査研究機関、地域ボランティア等の適切な役割分担の下に、動物の愛護及び管理に関する関係者のネットワークが国及び地域のレベルにおいて重層的に作られていくようにする必要がある。取組に際しては、相互理解に基づく多様な関係者の主体的に参画・協働によって、地域づくり、社会福祉、公衆衛生といった社会課題の同時解決を図る視点が必要である。

### （4）施策の実行を支える基盤の整備

動物の愛護及び管理に関する施策の推進を図るためには、これを支える基盤の整備が重要である。具体的には、国及び地方公共団体においては、地域の実情を踏まえ、関係団体や動物愛護推進員の育成と活動支援並びに災害対応や多様な関係者の参画・協働にも役立つ地域拠点としての動物愛護管理センターを始めとした動物愛護管理施設の機能の拡充等が必要である。また、国は、地方公共団体等の取組を支える科学的・客観的な知見やデータ等の蓄積による調査研究の推進、ガイドライン等の作成、研修会の開催等を通じた技術的支援を行うことなどにより、施策の実施体制のより一層の強化を図る必要がある。

## 2 施策別の取組

施策別の取組は次のとおりである。関係機関等は、これらの施策について、令和12年度までにその実施が図られるように努めるものとする。

### （1）普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成

#### ① 現状と課題

動物の愛護及び管理を推進するためには、広く国民が、終生飼養の責務、動物の虐待の防止及び動物の適正な取扱いに関して正しい知識及び理解を持つことが重要である。このため、国、地方公共団体等によって、動物の愛護及び管理の普及啓発事業が行われてきており、徐々に浸透しつつあるが、まだ十分ではない。また、国民の動物に対する考え方が多様であることを前提に、社会規範としての動物の愛護及び管理に関する考え方や動物の取扱いに関する行為規範について、その整理と相互理解の醸成に向けた取組の必要性が指摘されている。こうした現状を踏まえつつ、動物の愛護及び管理の意義等に関する国民の理解を更に推進する必要がある。

また、生命尊重、友愛等の情操の涵養の観点から、特に子どもが心豊かに育つ上で、動物との触れ合いや家庭動物等の適正な飼養の経験が重要であることが指摘されており、適正な方法による機会の確保が求められている。このような現状において、国及び地方公共団体、動物愛護推進員、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、学術研究団体、調査研究機関等を始めとした関係者の連携協力の下に、様々な機会を捉えて教育活動や広報活動等に取り組むことが求められている。

#### ② 講ずべき施策

ア 国及び地方公共団体は、動物愛護推進員、関係団体等と連携しつつ、学校、地域、家庭等において、動物愛護週間行事や適正飼養講習会等の実施、各種普及啓発資料の作成、配布等により、動物の愛護及び管理に関する教育活動、広報活動等を実施すること。特に、所有者等の責務のうち、逸走の防止、終生飼養及び適切な繁殖制限措置を講ずることについて積極的に広報すること。

イ 社会規範としての動物の愛護及び管理に関する考え方や動物の取扱いに関する行為規範について、幅広い関係主体の参画による議論を活性化しつつ、中長期的に検討していくこと。

ウ 動物を見せることや動物と触れ合うことを目的とした、動物の展示利用については、多種多様な利用形態ごとに意義と課題を整理するとともに、情操の涵養等、その効用を効果的にもたらすこと及び感染性の疾病の予防等、動物の健康及び安全を確保することの双方の観点から、展示利用における動物の取扱いに関する基本的な考え方を整理・検討すること。また、学校飼育動物の取扱いに関しても同様に基本的な考え方を整理・検討すること。

### （2）適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の促進

#### ① 現状と課題

適正飼養を推進するためには、飼い主に対する教育が重要であり、国、地方公共団体等によって、そのための様々な取組が行われてきているが、依然として安易な購入と飼養放棄、遺棄、虐待等の問題が一部において発生している。こうした問題を踏まえ、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号。以下「令和元年改正法」という。）により、遺棄、虐待等に対する罰則の引上げ等が行われた。

また、都道府県、指定都市における犬及び猫の引取り数は、平成16年度の年間約42万頭から平成30年度は年間約9万頭、殺処分率は平成16年度の約94%から平成30年度の約42%へと大幅に減少した。一方で、殺処分を減らすことを優先した結果、譲渡適性のない個体の譲渡による咬傷事故の発生や、譲渡先の団体における過密飼育等、動物の健康及び安全の確保の観点からの問題が生じているとの指摘がある。今後は、令和元年改正法において地方公共団体が所有者不明の犬又は猫の引取りを拒否できる場合が規定されたことや、早くから引取り数・殺処分率の削減等を進めてきた地方公共団体や野犬等が多く収容される地方公共団体もあるこ

とを踏まえ、動物の適正飼養を推進しつつ、殺処分を減らしていく必要がある。

② 講ずべき施策

ア 犬又は猫について、地方公共団体からの譲渡時、及び動物取扱業者からの販売時等において、遵守すべき飼養保管の基準等に基づき、原則として繁殖制限しなければならないことについて説明が行われるようにすること、安易な飼養の抑制等により終生飼養を徹底すること、みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置を徹底すること、マイクロチップの装着等による所有明示措置を推進すること、及び遺棄の防止を行うこと等により、地方公共団体における犬及び猫の引取りについて、更なる減少を図ること。

イ 犬及び猫の殺処分を透明性をもって戦略的に減らしていくことが必要であり、以下の殺処分の3分類の特に②に属する個体の返還及び適正な譲渡促進を積極的に進め、令和12年度の殺処分数について、平成30年度比50%減となるおおむね2万頭を目指すこと。また、①、③については飼い主責任の徹底や無責任な餌やりの防止により引取り数を減少させ、結果的に該当する動物の数を減らしていくこと。

① 譲渡することが適切ではない（治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等）

② ①以外の処分（譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難）

③ 引取り後の死亡

ウ 野犬が多い地域等では、引取り数・殺処分率又は殺処分数を減少させるため、集中的に捕獲を実施し、野犬の再生産を抑制することが必要な場合があり、短期的にこれらの数値が増加してもやむを得ない面があることなどを踏まえ、中長期的な視点に立ち、地域の実情に応じた殺処分と譲渡の考え方を整理するとともに、必要な普及啓発等の取組を推進すること。

エ 犬及び猫の譲渡の促進に当たっては団体への譲渡が効果的であることを踏まえつつ、団体への適正な譲渡の推進に向けた現状や課題を整理し、対応について検討すること。

オ 令和元年改正法において、都道府県等が設置する施設が動物愛護管理センターとしての機能を果たすようにすることや動物愛護管理センターが行う業務が明確化されたことを踏まえ、災害対応や多様な関係者の参画及び協働にも役立つ地域拠点としての役割も考慮して、引き続き、返還又は譲渡の促進に向けた施設整備を推進すること。

カ 令和元年改正法により、愛護動物の殺傷、虐待等について罰則が強化されたこと及び虐待の通報が獣医師に義務づけられたことの周知徹底等を図るとともに、通報への対応等の明確化及び必要な体制の構築について検討すること並びに警察との連携をより一層推進することにより、遺棄及び虐待の防止を図ること。

キ 終生飼養の責務は、飼い主に最後まで責任をもって動物を飼育することを求めるものだが、やむを得ない理由により適切な飼養管理ができない場合には、動物の健康及び安全の保持の観点から行う譲渡や引取り等が否定されるものではなく、こうした終生飼養の趣旨の適正な理解が進むよう、普及啓発に努めること。

ク 不適正飼養等に起因して、周辺的生活環境が損なわれている事態や動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態が生じていると認められる場合には、令和元年改正法により報告徴収又は立入検査が可能となったことを踏まえ、地方公共団体の指導、監督の強化等に向けた環境を整備すること。

(3) 周辺的生活環境の保全と動物による危害の防止

① 現状と課題

動物の不適切な飼養等又は給餌給水により、動物による危害及び周辺の生活環境が損なわれる事態等の迷惑問題が発生しており、地方公共団体等に寄せられる苦情等も依然として多い状況にある。所有者不明の犬又は猫について、新たに地方公共団体が引取りを拒否できる場合が規定されたが、動物による危害及び迷惑問題は、所有者等とその近隣住民等との間で感情的対立を誘発しやすいなどの性格を有していることもあるため、危害及び迷惑問題防止の観点から、行政主導による合意形成を踏まえたルール作り又はルール作りに対する更なる支援等、地域の実情に合わせた対策や対応が必要である。

また、許可を受けて飼養されていた特定動物による人の殺傷事案が発生していること、令和元年改正法により、特定動物に関する規制が強化されたことを踏まえ、厳格な法令遵守が求められている。

② 講ずべき施策

ア 住宅密集地等において地域住民の十分な理解の下に飼い主のいない猫への不妊去勢の徹底や給餌若しくは排せつ物の管理等を実施する地域猫活動の在り方に関し検討を加え、適切な情報発信を行うこと。

イ 生活環境被害の防止や犬又は猫の適正飼養の観点から、所有者等のいない犬又は猫に対する後先を考えない無責任な餌やり行為が望ましくないことについての普及啓発の強化や、地域猫活動に対する理解の促進等を通じ、所有者等のいない子犬及び子猫の発生を防止するための取組を推進すること。

ウ 多頭飼育問題等不適正な飼養に対応するため、関係する地方公共団体の福祉部局等との連携を強化し、周辺的生活環境の保全等を図る措置の在り方について検討し、ガイドラインを作成すること。

エ 特定動物の愛玩目的での飼養又は保管が禁止されるとともに、特定動物が交雑して生じた動物が規制対象に追加されたことについて、周知を推進し、遵守を徹底すること。

オ 特定動物を販売する動物取扱業者に対し、販売先の飼養保管許可の有無について確認するだけでなく、飼養保管方法等に関する適切な説明を実施するよう指導すること。

カ 特定動物に関連する法令遵守のため、指導マニュアルの策定等を通じて、地方公共団体が専門知識を持った人材を育成できるよう支援すること。

(4) 所有明示（個体識別）措置の推進

① 現状と課題

動物の所有者が、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずること（所有明示）は、動物の盗難及び迷子の発生防止に資するとともに、迷子になった動物や非常災害時に逸走した動物の所有者の発見を容易にし、所有者責任の所在の明確化による所有者の意識の向上等を通じて、動物の遺棄及び逸走の未然の防止に寄与するものである。令和元年改正法において、販売される犬又は猫へのマイクロチップの装着、所有者情報の登録等が義務化されたことから、所有明示措置の推進が一層求められており、所有明示措置の意義、役割等についての国民の理解を深めるとともに、各種識別器具の普及環境の整備等を推進す



る必要がある。

② 講ずべき施策

ア 販売される犬又は猫へのマイクロチップ装着、所有者情報の登録等が義務化された令和元年改正法の趣旨を踏まえ、遺棄の防止や返還の促進を図る効果的な制度運用に向け、必要な検討を行うこと。

イ 義務化対象外の犬又は猫の所有者に対し、マイクロチップの装着を始めとする所有明示措置の必要性に関して啓発を推進しつつ、マイクロチップ装着等の義務対象範囲について検討すること。

(5) 動物取扱業の適正化

① 現状と課題

飼養管理が不適切な動物取扱業者が依然として見られるなど、動物取扱業者による不適正飼養の実態があることから、令和元年改正法において動物取扱業者に対する規制が強化された。

このような背景を踏まえて、動物取扱業のより一層の適正化を図るため、新たな制度の着実な運用を図る必要がある。

② 講ずべき施策

ア 登録制度の遵守の徹底に加え、動物取扱責任者の要件の厳格化、動物に関する帳簿の備付けの義務化、遵守基準の具体化、勧告及び命令の権限強化等、新たな規制の着実な運用を図ること。

イ 動物取扱業の更なる適正化に必要な、地方公共団体による動物取扱業者に対する制度の周知や指導及び監視の強化並びに規制の実効性の確保が必要であり、これらに対する支援を検討すること。

ウ 動物取扱業者や事業者団体が社会において果たすべき役割を自ら考え、優良な動物取扱業者の育成及び業界全体の資質の向上を図るよう、その主体的な取組を促進すること。

(6) 実験動物の適正な取扱いの推進

① 現状と課題

実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年 4 月環境省告示第 88 号。以下「実験動物の飼養保管等基準」という。）は、平成 25 年にその基準の内容を改正し、遵守状況の点検、その結果の公表及び可能な限りの外部機関等による検証の実施について位置づけを行っている。平成 29 年には実験動物飼養保管等基準解説書研究会による「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の解説」を作成し、関係機関等に周知を行ってきた。動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものであるが、その飼養及び科学上の利用に当たっては、動物が命あるものであることに鑑み、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、国際的にも普及し、定着している実験動物の取扱いの基本的考え方である「3Rの原則」（代替法の活用:Replacement、使用数の削減:Reduction、苦痛の軽減:Refinement）を踏まえた適切な措置を講じること等が必要とされている。

② 講ずべき施策

ア 関係省庁、団体等と連携しながら、実験動物を取り扱う関係機関及び関係者に対し、「3Rの原則」、実験動物の飼養保管等基準の周知の推進や遵守の徹底を進めるとともに、当該基準の遵守状況について、定期的な実態把握を行い、適切な方法により公表すること。

イ 令和元年改正法の附則において、実験動物を取り扱う者等による実験動物の飼養保管のための施策の在り方について検討を加えること、また代替法の活用、使用数の削減等による動物の適正な利用の在り方について検討を加えることが規定されたことから、関係省庁と連携し、現行の機関管理体制（自主管理体制）の仕組みについてレビューを行い、その結果を踏まえて、必要な検討を行うこと。

(7) 産業動物の適正な取扱いの推進

① 現状と課題

我が国も加盟する国際獣疫事務局（OIE）において、アニマルウェルフェアに関する勧告が順次採択されていることを踏まえ、我が国においては、「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」の通知の発出や国の補助事業等による各畜種ごとの「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」の作成・改訂がなされ、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理の普及・定着が図られている。このため、これらの動向を踏まえ、産業動物の飼養等の在り方を検討し、産業動物の飼養及び保管に関する基準（昭和 62 年 10 月総理府告示第 22 号。以下「産業動物の飼養保管基準」という。）を見直す必要がある。

② 講ずべき施策

ア 令和元年改正法において、地方公共団体の畜産部局及び公衆衛生部局との連携強化が盛り込まれたことから、関係省庁と連携して、効果的な連携強化の在り方について検討を行うこと。

イ 関係省庁の協力を得ながら、法及び産業動物の飼養保管基準の内容についての周知の推進や遵守の徹底について、効果的な方法を検討し、実施すること。

(8) 災害対策

① 現状と課題

災害時における飼い主責任によるペットとの同行避難の考え方がある程度普及し、「人とペットの災害対策ガイドライン」（平成 30 年 3 月環境省発行。以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、獣医師会や動物愛護団体等による動物救護活動も活発に行われるようになってきている一方で、円滑な避難や救護のためには、飼い主による平時からのしつけやワクチン接種等の適正な飼養管理が重要である。また、避難行動においては、ペットとの同行避難の徹底や避難所、応急仮設住宅での受入れ等が依然として社会的な課題となっている。近年は災害が広域化していることから、関係機関等との連携協力の下に広域的な協力体制を整備しておく必要がある。

② 講ずべき施策

ア 都道府県以外の地方公共団体においても、地域防災計画等における動物の取扱い等に関する位置付けが明確化されるよう促すとともに、地域の実情に応じて、ペットの一時預かりや、ペット連れ被災者に対する避難所、応急仮設住宅、復興住宅等での対応が適切に行われるよう、既存施設の活用や施設設備を含め、必要な体制整備を推進すること。

- イ ガイドラインの記載内容を踏まえ、ペットを連れた防災訓練の実施等により、地域の特性に応じた平常時の準備、飼い主や動物取扱業者等への避難対策の周知等、必要な体制の整備を推進すること。
- ウ 被災地以外の地方公共団体や民間団体と連携した広域的な協力体制について事前の体制整備を推進すること。
- エ 産業動物等、ペット以外の動物の災害対策についても、関係省庁間の連携・情報共有を図りつつ、対応を推進すること。

(9) 人材育成

① 現状と課題

動物の愛護及び管理に関する施策の対象は、広範かつ多岐にわたっており、施策の実施に当たっては相当の知識や技術が必要である。令和元年改正法において、都道府県、指定都市及び中核市は動物愛護管理員等の担当職員を置くこととされ、指定都市及び中核市以外の市区町村も、動物愛護管理担当職員を置くよう努めることとされた。また、民間を含めた多様な組織や人材の参画・協働も必要である。都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長により委嘱された動物愛護推進員等の人数は、平成30年度末で125地方公共団体中72地方公共団体、約3400人となっているものの、未だ委嘱のない地方公共団体もあるなど、民間の有識者等に対して協力を求めることができるような体制の整備はまだ十分とは言えない状況にある。

このため、行政の担当職員や動物愛護推進員等の人材の育成等を更に積極的に推進していく必要がある。

② 講ずべき施策

- ア 国は、動物愛護管理行政の担当者の専門的な知識や技術の習得に対する支援を行うこと。
- イ 関係地方公共団体等における協議会の設置及び動物愛護推進員等の委嘱を推進するとともに、動物虐待等の該当性についての客観的な判断や関係者への適切かつ効果的な監視・指導を行うために必要な研修等の実施を通じ、専門的な知識や技術の習得に対する支援を行うこと。
- ウ 国及び関係地方公共団体等における官民の連携事業の推進により、普及啓発教材の作成・配布や各種研修会・講演会の開催等を通じて、適正飼養に関する専門的な知識及び技能等を保持する人材の育成を図ること。

(10) 調査研究の推進

① 現状と課題

動物の愛護及び管理に関する調査研究は、関係する分野が多岐にわたり、かつ応用的であるといった特徴を有していることから関係学会等は広範にわたっており、その知見等が体系的に整理されているとは言えない状況にある。多くの国民の共感を呼び、自主的な参加を幅広く促すことができる動物の愛護及び管理に関する施策を進めるためには、科学的な知見等に基づいた施策の展開も重要であることから、動物の愛護及び管理に関する国内外の事例・実態に関する調査研究を推進する必要がある。

② 講ずべき施策

- ア 動物虐待等の該当性についての客観的な判断に資するよう、国内における虐待、遺棄等の具体的事例、罰則の適用状況、科学的知見等の集積を行うとともに、それらの分析・評価を進めること。
- イ アニマルウェルフェアの考え方と諸外国等における制度とその運用実態について、文化的・社会的背景等を含めて情報収集を行い、アニマルウェルフェアや動物愛護の考え方、課題、留意点等について整理すること。
- ウ 脊椎動物の苦痛の感受性について、関係機関の協力を得ながら、諸外国等における調査研究、制度とその運用の事例等について情報の収集を行い、時代背景と社会認識の変化や具体的な技術の進歩等に応じて、その取扱いの在り方の整理を行うこと。
- エ 動物の殺処分の方法について、関係機関の協力を得ながら、諸外国等における科学的知見や制度等について情報収集を行い、従事者の安全性や心理的な負担等も考慮して、基本的な考え方や具体的な手法について再整理すること。
- オ 関係機関が協力して、諸外国の制度、科学的知見に関する文献、国内における動物の飼養保管の実態、ペット飼育による社会的効用や新たな社会需要等に係る情報収集を行うこと。

第3 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項

1 計画策定の目的

動物愛護管理推進計画（以下「計画」という。）は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）に即して、地域の実情を踏まえ、動物の愛護及び管理に関する行政の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、当該目標達成のための手段及び実施主体の設定等を行うことにより、計画的かつ統一的に施策を遂行すること等を目的として策定するものとする。

2 計画期間

基本指針との体系的な整合性を確保するため、計画期間は、原則として令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間とする。

3 対象地域

対象地域は、当該都道府県の区域とする。

4 計画の記載項目

計画の記載項目については、法第6条第2項及び第3項に、動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針、動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項、災害時における動物の適正な飼養及び管理を図るための施策に関する事項、動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備（国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。）に関する事項及び動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項と規定されているところであるが、これらを踏まえ、地域の事情に応じ、記載事項の追加、それらの構成の在り方等について、必要に応じて検討するものとする。

## 5 策定及び実行

### (1) 多様な意見の集約及び合意形成の確保

計画の策定に当たっては、多様な意見、情報及び専門的知識を把握するとともに、それらを必要に応じて計画に反映させるために、学識経験者、関係行政機関、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、地域住民、研究機関等からなる検討会を設置するなどして、計画の策定及び点検等を行うよう努めるものとする。また、計画の策定過程等の透明性の向上及び計画内容についての合意形成等を図るために、必要に応じてパブリック・コメント等を行うものとする。

### (2) 関係地方公共団体との協議

動物愛護管理行政の推進には、都道府県が主要な役割を果たしているが、指定都市においては動物取扱業の登録及び特定動物の飼養許可に関する事務等、中核市においては犬又は猫の引取りの事務等を実施している。また、動物の愛護及び管理の普及啓発、地域住民に対する直接的な指導等では、全て市区町村においてその役割が期待される場合もある。このため、関係地方公共団体間での施策の整合を図り、計画の実効性を高める観点から、計画を策定し又は変更しようとするときは、あらかじめ関係市区町村の意見を聴くものとする。なお、一の都道府県の区域を越えて発生している問題等があり、広域的な視点からの対応が必要と考えられる場合は、必要に応じ、国は技術的助言を行うことなどにより、関係都道府県等との連絡調整等を円滑に行うことができるよう努めるものとする。

### (3) 計画の公表等

計画が策定された後は、速やかに広報等により公表するとともに、環境大臣に連絡するものとする。

### (4) 実施計画の作成

必要に応じて、動物の愛護及び管理に関する施策に係る年間実施計画等を策定し、多様な主体の参加を広く得ながら、計画の推進を図るよう努めるものとする。

### (5) 点検及び見直し

動物の愛護及び管理に関する行政の着実な推進を図るため、毎年、計画の達成状況を点検し、施策に反映させるものとする。また、基本計画の改定等に合わせて、中間的な目標の設定等の必要な見直しを行うものとする。

## 第4 動物愛護管理基本指針の点検及び見直し

動物の愛護及び管理に関する行政の着実な推進を図るため、毎年度、基本指針の達成状況を点検し、その結果を施策に反映させることとする。なお、点検結果については、その概要を公表するものとする。

また、状況の変化に適時的確に対応するため、策定後おおむね5年目に当たる令和7年度を目途として、その見直しを行うこととする。

## その他関係法令等

法令等名	法令番号等
動物の愛護及び管理に関する法律施行令	昭和 50 年 4 月 7 日政令第 107 号 最終改正：令和元年 11 月 7 日政令第 152 号
動物の愛護及び管理に関する法律施行規則	平成 18 年 1 月 20 日環境省令第 1 号 最終改正：令和 2 年 2 月 28 日環境省令第 6 号
第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目	平成 18 年 1 月 20 日環境省告示第 20 号 最終改正：令和 2 年 2 月 28 日環境省告示第 21 号
第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目	平成 25 年 4 月 25 日環境省告示第 47 号 最終改正：令和 2 年 2 月 28 日環境省告示第 21 号
特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目	平成 18 年 1 月 20 日環境省告示第 21 号 最終改正：平成 25 年 4 月 25 日環境省告示第 45 号
特定動物の飼養又は保管の方法の細目	平成 18 年 1 月 20 日環境省告示第 22 号 最終改正：平成 26 年 1 月 21 日環境省告示第 10 号
動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について	平成 18 年環境省告示第 23 号 最終改正：令和 2 年環境省告示第 21 号
家庭動物等の飼養及び保管に関する基準	平成 14 年環境省告示第 33 号 最終改正：令和 2 年環境省告示第 21 号
展示動物の飼養及び保管に関する基準	平成 16 年環境省告示第 33 号 最終改正：令和 2 年環境省告示第 21 号
実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準	平成 18 年環境省告示第 88 号 最終改正：平成 25 年環境省告示第 84 号
産業動物の飼養及び保管に関する基準	昭和 62 年総理府告示第 22 号 最終改正：平成 25 年環境省告示第 85 号
犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について	平成 18 年環境省告示第 26 号 最終改正：令和 2 年環境省告示第 21 号

## 動物愛護管理推進計画検討委員会委員名簿

委員数：14人

任 期：令和2年8月31日～令和3年3月31日

区 分	団 体	委 員	
		役 職	氏 名
学識経験者・ 研究機関	国立大学法人山口大学	共同獣医学部長	佐 藤 晃 一
行政機関	下関市 (中核市)	動物愛護管理 センター長	永 田 聡
	光市 (山口県市長会会長)	環境政策課長	植 本 一 彦
	周防大島町 (山口県町村会会長)	生活衛生課長	天 河 敏 夫
獣医師会	公益社団法人 山口県獣医師会	常務理事	福 島 和 彦
関係業界団体	公益社団法人 山口県畜産振興協会	専務理事	作 間 誠 司
	ハッピーわん (第一種動物取扱業者)	代表	藤 田 賀津利
動物愛護団体	公益社団法人 山口県動物保護管理協会	会長	稲 原 輝 昭
	肉球生活向上委員会 With Wan	代表	豊 田 美保子
	特定非営利活動法人 ケダマの会	理事長	橋 本 あき子
動物の所有者 等の団体	周南市徳山動物園	園長補佐	木 原 一 郎
	公益財団法人 宇部市常盤動物園協会	動物課長補佐	木 村 嘉 孝
	秋吉台自然動物公園	動物課長	山 北 雅 洋
住民自治連合 組織	山口県自治会連合会	会長	沓 野 昭 次

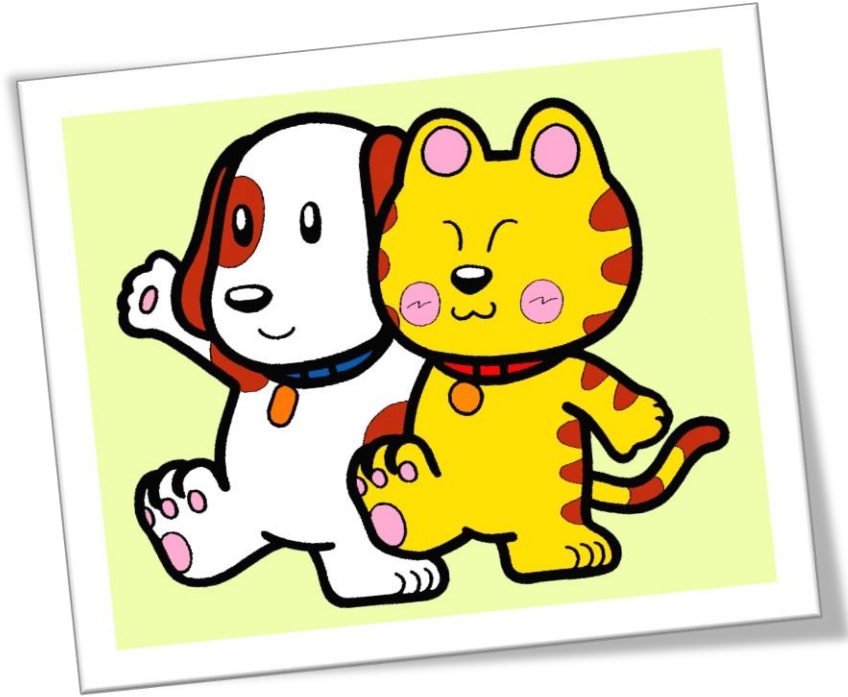
## 山口県動物愛護管理推進計画（第二次改定版）

---

発行 令和3年（2021年）3月  
編集 山口県環境生活部生活衛生課  
所在地 〒753-8501 山口市滝町1番1号  
TEL 083-933-2974  
FAX 083-933-3079  
E-mail a15300@pref.yamaguchi.lg.jp

---





山口県